

DIAMケイマン・トラストー DIAMエマージング・ボンド・ファンド

米ドル建クラス／豪ドル建クラス
ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間：第3期(自：2014年9月1日 至：2015年8月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、DIAMケイマン・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるDIAMケイマン・トラストーDIAMエマージング・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの名称について、「DIAMケイマン・トラストー」を省略することがあります。)は、このたび、第3期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社

**クイーンズゲート・バンク・アンド・
トラスト・カンパニー・リミテッド**

代行協会員

ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託
信託期間	ファンドは2028年8月31日に終了します。（ただし、それ以前に繰上償還される場合があります。） （なお、ファンドの設定日は、2012年12月27日です。）
運用方針	ファンドの投資目的は、ソブリン債のポートフォリオへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことです。
主要投資対象	米ドル建ての新興国ソブリン債その他の債券（政府の直接支払債務、政府機関の発行する証券、政府が出資している企業の発行する債券、政府保証債、国際機関債および地方政府証券（確定利付または変動利付）を含みますがこれらに限定されません）
ファンドの運用方法	管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資顧問契約に基づき、投資顧問会社であるD I AMアセットマネジメント株式会社に委託しています。 投資顧問会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社であるD I AMインターナショナル・リミテッドに委託しています。 ソブリン債は投資適格証券または準投資適格証券としますが、副投資顧問会社がファンドのために投資するソブリン債は、購入時において（S&PまたはFitchの）Bーまたは（ムーディーズの）B3以上の長期外貨建格付けを取得しているものとします。信託財産に含まれるソブリン債の平均格付け^{（注1）}は、通常の状態において（S&PまたはFitchの）Bーまたは（ムーディーズの）B3以上とします。 （注1）平均格付けとは、各組入債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、ファンドにかかる信用格付ではありません。 豪ドル建クラスについては、米ドルを売却し、豪ドルを購入する為替取引を行います。
分配方針	収益分配は投資顧問会社の裁量により行われます。 分配基準日：2013年3月1日から開始する毎月第1ファンド営業日 分配金支払日：分配金のお支払いは、原則、分配基準日から起算して10国内営業日以内となる予定です。

目 次

	頁
1. 運用の経過および運用状況の推移等	1
2. 運 用 実 績	7
3. 純 資 産 額 計 算 書	13
4. フ ァ ン ド の 経 理 状 況	14
5. お 知 ら せ	60

(注1)米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成27年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=120.61円、1豪ドル=87.92円)によります。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は、クラス建通貨である米ドルまたは豪ドル建てのため、本書の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルまたは豪ドルをもって行います。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

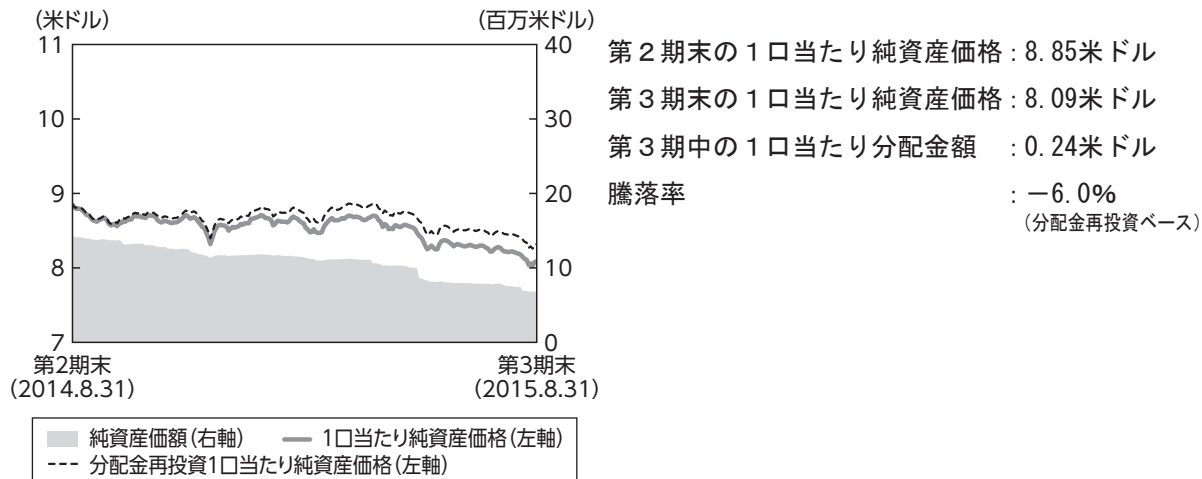
(注)「1. 運用の経過および運用状況の推移等」の1口当たり純資産価格および純資産価額は、ファンド営業日に公表された数値であり、後掲の国際財務報告基準に準拠して作成された財務書類の数値ならびに「2. 運用実績 (1) 純資産の推移」および「3. 純資産額計算書」の数値とは異なります。

1. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 当期の1口当たり純資産価格等の推移について

米ドル建クラス



(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第2期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しております。

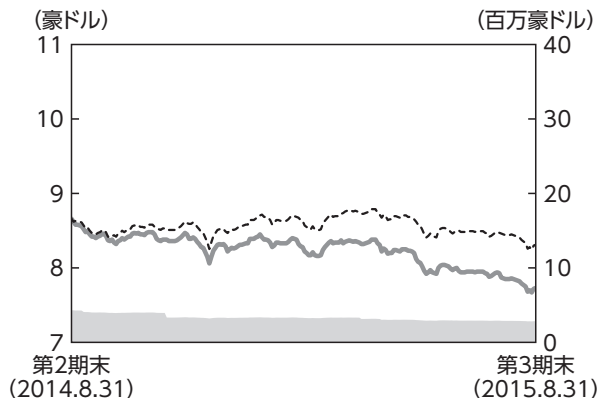
(注3) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国の利上げや世界的な景気の先行きに対する懸念などから米ドル建て新興国債券市場全体が軟調に推移し、1口当たり純資産価格は下落しました。また、ブラジルやコロンビア、メキシコなど中南米諸国の国債価格の下落が大きかったこともマイナスに寄与しました。

豪ドル建クラス



第2期末の1口当たり純資産価格：8.66豪ドル
 第3期末の1口当たり純資産価格：7.73豪ドル
 第3期中の1口当たり分配金額：0.60豪ドル
 騰落率：-4.0%
 (分配金再投資ベース)

■ 純資産価額(右軸) ■ 1口当たり純資産価格(左軸)
 --- 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第2期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しております。

(注3) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

オーストラリアと米国との金利差を反映し、ポートフォリオにおける豪ドルでの為替取引においてプレミアム(金利差相当分の収益)を獲得したことはプラスに寄与したものの、米国の利上げや世界的な景気の先行きに対する懸念などから米ドル建て新興国債券市場全体が軟調に推移し、1口当たり純資産価格は下落しました。また、ブラジルやコロンビア、メキシコなど中南米諸国の国債価格の下落が大きかったこともマイナスに寄与しました。

■分配金について

当期(2014年9月1日～2015年8月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。
 なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

米ドル建クラス

分配落日	1口当たり純資産価格(米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) (米ドル)
2014年9月3日	8.79	0.02 (0.23%)	0.11
2014年10月2日	8.58	0.02 (0.23%)	△0.19
2014年11月5日	8.64	0.02 (0.23%)	0.08
2014年12月2日	8.66	0.02 (0.23%)	0.04
2015年1月6日	8.50	0.02 (0.23%)	△0.14
2015年2月3日	8.70	0.02 (0.23%)	0.22
2015年3月3日	8.63	0.02 (0.23%)	△0.05
2015年4月2日	8.66	0.02 (0.23%)	0.05
2015年5月7日	8.55	0.02 (0.23%)	△0.09
2015年6月2日	8.47	0.02 (0.24%)	△0.06
2015年7月2日	8.31	0.02 (0.24%)	△0.14
2015年8月5日	8.24	0.02 (0.24%)	△0.05

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3)2014年9月3日の直前の分配落日(2014年8月5日)における1口当たり純資産価格は、8.70米ドルでした。

豪ドル建クラス

分配落日	1口当たり純資産価格(豪ドル)	1口当たり分配金額(豪ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) (豪ドル)
2014年9月3日	8.58	0.05 (0.58%)	0.13
2014年10月2日	8.34	0.05 (0.60%)	△0.19
2014年11月5日	8.39	0.05 (0.59%)	0.10
2014年12月2日	8.39	0.05 (0.59%)	0.05
2015年1月6日	8.22	0.05 (0.60%)	△0.12
2015年2月3日	8.41	0.05 (0.59%)	0.24
2015年3月3日	8.32	0.05 (0.60%)	△0.04
2015年4月2日	8.33	0.05 (0.60%)	0.06
2015年5月7日	8.22	0.05 (0.60%)	△0.06
2015年6月2日	8.12	0.05 (0.61%)	△0.05
2015年7月2日	7.96	0.05 (0.62%)	△0.11
2015年8月5日	7.87	0.05 (0.63%)	△0.04

(注4) 2014年9月3日の直前の分配落日(2014年8月5日)における1口当たり純資産価格は、8.50豪ドルでした。

■投資環境について

《エマージング債券市場》

エマージング債券市場は変動の大きい展開となり、期を通して見ると下落しました。商品価格の下落や、汚職問題などの各国の政情不安等が重石となったことに加え、米国の利上げが近付いているとの見方から、新興国市場の資産については資金の流出が優勢となりました。特にブラジルでは、汚職問題や格下げ懸念などもあり、他の地域に比べて大きく下落しました。

《為替市場》

米ドル／円相場では、日本、欧州と米国での金融政策の違いから、米ドルが概ね上昇する展開となりました。2014年10月に日銀が追加の金融緩和を行ったことや、米国の景気回復が着実に続いていることで利上げ観測が強まったことなどを背景に、米ドルは円に対して上昇しました。

豪ドル／円相場では、オーストラリアの主要輸出先である中国の経済が鈍化し、原油や鉄鉱石などの商品価格が下落したことや、国内の景気刺激策のために政策金利の引き下げが続いていることなどから、豪ドルは円や米ドルに対して大きく下落しました。

■ポートフォリオについて

市場の変動が大きかったことから、原油輸出国の配分を減らしてアジアの配分を高めるなど、ディフェンシブな運用を行いました。中国景気への懸念は市場の大きな関心事となりましたが、内需の堅調なフィリピンへの影響は限定的でした。更に、東欧諸国のクロアチアなどの組入比率を引き上げました。

また、豪ドル建クラスについては、米ドルを売り予約し、豪ドルを買い予約する為替取引を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「3. ファンドの経理状況、（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も米国の利上げや世界景気への懸念などから市場の変動性が高まる局面もあると考えていますが、新興国全般としては中長期的には先進国を上回る成長を予想しています。ただし、国ごとに状況が大きく異なることから、当ファンドの運用においては、引き続き投資対象国のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）や市場環境の変化に十分留意しながら、収益機会を適切に捉えられるよう、機動的な運用を継続する方針です。

加えて、豪ドル建クラスについては、米ドルを売り予約し、豪ドルを買い予約する為替取引を行います。

(2) 費用の明細

項目	年率／金額		項目の概要
管理会社報酬	純資産価額の年率1.12%		ファンドに対して提供する、ファンドの資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻し業務等についての対価
投資運用報酬	純資産価額の年率0.50%		ファンドに対して提供する、ファンドの資産の投資および運用に関する業務についての対価
販売報酬	純資産価額の年率0.27%		ファンドに対して提供する、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務等の販売会社としての業務についての対価
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.01%		ファンドに対して提供する、受益証券一口当たり純資産価格の公表、運用報告書（全体版）のホームページにおける提供、および交付運用報告書その他の書類の日本における販売会社への配布等の代行協会員としての業務についての対価
受託報酬	純資産価額の年率0.01%（ただし、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。）		ファンドに対して基本信託証書に基づき提供する、ファンドの資産の受託業務についての対価
管理事務代行報酬	純資産価額に応じて以下の料率を乗じて得た額（ただし、毎月3,750米ドルを最低額とします。）。		ファンドに対して提供する、取引処理および審査、保管財産の照合、証券の価格決定、投資会計、財務報告、財務補助業務、名義書換および登録事務を含む一定の事務管理業務についての対価
	純資産価額	管理事務代行報酬料率（年率）	
	250百万米ドル以下の部分	0.05%	
	250百万米ドル超500百万米ドル以下の部分	0.04%	
	500百万米ドル超の部分	0.03%	
保管報酬	（i）毎月末に保管銀行が保有する資産の市場価格に年率0.01%から0.015%の範囲内の一定の料率を乗じて計算される保管報酬、および（ii）一取引当たり10米ドルから15米ドルの範囲内の取引報酬		ファンドに対して提供する、信託財産の保管、収益の回収、投資証券にかかる権利義務の履行ならびに投資資産の売買および引渡しを含む、ファンドに関する一定の保管業務についての対価
その他の費用（当期）	ファンドの純資産価額の3.13%		コミッション支払代行報酬、専門家報酬、登録・名義書換事務代行報酬、印刷費用、設立・維持費用、登録費用等

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) クラス分けされたものがないため、シリーズ・トラスト単位(ファンド)で掲載しています。ファンドは複数のクラスで構成されています。

2. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第3会計年度における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

(i) 米ドル建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2013年8月31日)	18,629,481.00	2,246,901,703	8.31	1,002
第2会計年度末 (2014年8月31日)	14,093,925.00	1,699,868,294	8.78	1,059
第3会計年度末 (2015年8月31日)	6,640,691.00	800,933,742	8.09	976
2014年9月末日	13,692,303.45	1,651,428,719	8.57	1,034
10月末日	13,047,493.45	1,573,658,185	8.70	1,049
11月末日	12,586,205.34	1,518,022,226	8.71	1,051
12月末日	11,694,584.89	1,410,483,884	8.57	1,034
2015年1月末日	11,811,070.89	1,424,533,260	8.69	1,048
2月末日	11,483,823.00	1,385,063,892	8.63	1,041
3月末日	11,148,186.93	1,344,582,826	8.65	1,043
4月末日	10,532,463.61	1,270,320,436	8.64	1,042
5月末日	10,027,951.74	1,209,471,259	8.54	1,030
6月末日	7,971,440.29	961,435,413	8.31	1,002
7月末日	7,870,808.67	949,298,234	8.28	999
8月末日	6,640,691.00	800,933,742	8.09	976

(ii) 豪ドル建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2013年8月31日)	4,288,208.95	377,019,331	8.34	733
第2会計年度末 (2014年8月31日)	4,287,792.35	376,982,703	8.60	756
第3会計年度末 (2015年8月31日)	2,841,348.10	249,811,325	7.73	680
2014年9月末日	3,954,403.30	347,671,138	8.36	735
10月末日	4,009,712.92	352,533,960	8.48	746
11月末日	3,370,986.50	296,377,133	8.47	745
12月末日	3,310,772.48	291,083,116	8.32	731
2015年1月末日	3,352,757.03	294,774,398	8.42	740
2月末日	3,322,265.21	292,093,557	8.34	733
3月末日	3,320,540.95	291,941,960	8.34	733
4月末日	3,149,269.21	276,883,749	8.33	732
5月末日	3,029,873.59	266,386,486	8.22	723
6月末日	2,933,630.49	257,924,793	7.99	702
7月末日	2,916,369.74	256,407,228	7.94	698
8月末日	2,841,348.10	249,811,325	7.73	680

（２）分配

（イ）分配方針

投資顧問会社は、受託銀行を代理する管理事務代行会社に対し、各分配期間に関して、各クラスの受益証券の保有者に、投資顧問会社が決定した金額を分配するよう指示することができます。かかる金額は、受益証券の該当するクラスに帰属するファンドの収益、実現および未実現のキャピタルゲインならびに／または分配可能な資金から支払われます。さらに、投資顧問会社は、ファンドに係る分配の合理的な水準を維持するために必要であると考えられる場合、受託銀行を代理する管理事務代行会社に対してファンドの元本から分配金を支払うことを指示することができます。原則として、ファンドは毎月分配を目指します。

投資者におかれては、分配支払額が収益を超える場合には、実質的に投資者の当初元本またはキャピタルゲインについての払戻しとなり、結果として元本を取り崩すこととなり得ることに留意ください。したがって、元本の確保を求める投資者は、ファンドの純資産価額の減少は、資産価値の減少のみならず、分配による投資者に対する元本の払戻しによっても生ずることを考慮することが強く推奨されます。

分配は、分配基準日において宣言され、分配基準日に受益者名簿にその者の名前で該当するクラスの受益証券が登録されている者に対して支払われます。かかる分配金はすべて、受益証券のクラス建通貨に応じて0.01米ドルまたは0.01豪ドルまで四捨五入されます。分配落ち日（分配が、受益証券の該当するクラスに帰属する純資産価額から差し引かれる日）は、分配基準日の翌ファンド営業日となります。疑義を避けるために付言すると、分配基準日に当たる取引日について受益証券の有効な申込書を提出した受益者は、該当する分配期間に関し、分配を受ける資格を有します。分配基準日に当たる取引日について有効な買戻請求書を提出した受益者は、該当する分配期間に関し、かかる分配を受ける資格を有しません。

分配金は、通常、分配基準日（同日を含みません。）の5ファンド営業日後、または投資顧問会社が決定する日に（以下「**分配金支払日**」といいます。）日本における販売会社に対して支払われます。日本における販売会社は、必要な支払処理を完了次第、通常、分配基準日から起算して10国内営業日以内に投資者に対して分配金を支払います。

受益証券の各クラスの受益証券に関する分配金の支払いは、完全に投資顧問会社の裁量によります。また、受益証券の各クラスについて、常に分配期間ごとの分配が行われる旨の表明または保証はなされていません。疑義を避けるために付言すると、あるクラスの受益証券に関して分配対象額が少額の場合、分配が行われないことがあります。

(ロ) 分配の推移

下記会計年度および第3会計年度における各月の分配の推移は、以下のとおりです。

(米ドル建クラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	0.12	14
第2会計年度	0.24	29
第3会計年度	0.24	29
2014年9月3日	0.02	2
2014年10月2日	0.02	2
2014年11月5日	0.02	2
2014年12月2日	0.02	2
2015年1月6日	0.02	2
2015年2月3日	0.02	2
2015年3月3日	0.02	2
2015年4月2日	0.02	2
2015年5月7日	0.02	2
2015年6月2日	0.02	2
2015年7月2日	0.02	2
2015年8月5日	0.02	2

(豪ドル建クラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	0.30	26
第2会計年度	0.60	53
第3会計年度	0.60	53
2014年9月3日	0.05	4
2014年10月2日	0.05	4
2014年11月5日	0.05	4
2014年12月2日	0.05	4
2015年1月6日	0.05	4
2015年2月3日	0.05	4
2015年3月3日	0.05	4
2015年4月2日	0.05	4
2015年5月7日	0.05	4
2015年6月2日	0.05	4
2015年7月2日	0.05	4
2015年8月5日	0.05	4

(3) 販売及び買戻しの実績

各会計年度末における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、以下の通りです。

(米ドル建クラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,986,010 (2,986,010)	744,740 (744,740)	2,241,270 (2,241,270)
第2会計年度	271,050 (271,050)	907,580 (907,580)	1,604,740 (1,604,740)
第3会計年度	0 (0)	784,050 (784,050)	820,690 (820,690)

(豪ドル建クラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	683,290 (683,290)	169,030 (169,030)	514,260 (514,260)
第2会計年度	207,120 (207,120)	222,630 (222,630)	498,750 (498,750)
第3会計年度	0 (0)	131,370 (131,370)	367,380 (367,380)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

3. 純資産額計算書

(2015年8月31日現在)

		米ドル／豪ドル (IVを除く)	円 (IVを除く)
Ⅰ. 資産総額		9,060,461.00米ドル	1,092,782,201
Ⅱ. 負債総額		387,638.00米ドル	46,753,019
Ⅲ. 純資産総額	米ドル建クラス受益証券	6,640,691.00米ドル	800,933,742
	豪ドル建クラス受益証券	2,841,348.10豪ドル	249,811,325
Ⅳ. 発行済口数	米ドル建クラス受益証券	820,690口	
	豪ドル建クラス受益証券	367,380口	
Ⅴ. 1口当たり純資産 価格 (Ⅲ／Ⅳ)	米ドル建クラス受益証券	8.09米ドル	976
	豪ドル建クラス受益証券	7.73豪ドル	680

4. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な事項について平成27年12月末日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.61円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

独立監査人による監査報告書（監査報告書英語版からの和訳）

DIAMケイマン・トラストのシリーズ・トラストである
DIAMエマージング・ボンド・ファンドの受託銀行御中

私どもは、DIAMケイマン・トラスト（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストであるDIAMエマージング・ボンド・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）につき、2015年8月31日現在の財政状態計算書、同日終了年度に係る包括利益計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書からなる添付の財務諸表、ならびに重要な会計方針およびその他注釈情報からなる注記を監査いたしました。

財務諸表に対する受託銀行の責任

受託銀行は、国際財務報告基準に従い、財務諸表の作成および公正な表示に対し責任を負います。当該責任には、不正または誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能とするのに必要な内部統制について受託銀行が決定するという責任を含みます。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行う監査に基づき上記の財務諸表に対して意見を表明することにあります。私どもは、国際監査基準に従い監査を実施しました。前記の基準において、私どもは、倫理上の義務を遵守すること、および当該財務諸表に重大な虚偽表示がないことについて合理的な確信を得るために監査を計画し実施することが要求されています。

監査は、財務諸表の金額および開示に係る監査証拠を入手する手続を含みます。手続の選択は、不正または誤謬による財務諸表の重大な虚偽の表示に関するリスク評価を含め、私どもが判断します。前記のリスク評価を行うにあたっては、内部統制の有効性について意見を述べるためではなく、状況に応じて適切な監査手続を選定するために、財務諸表の作成と公正な表示に関する内部統制を私どもは考慮します。監査は、財務諸表の全体としての表示の検討とともに、経営者が行った会計方針の適用の適切性、および会計上の見積りの合理性の評価を含みます。

私どもは、入手した監査証拠が、私どもの監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えます。

意見

私どもの意見では、財務諸表は、国際財務報告基準に従い、2015年8月31日現在のDIAMエマージング・ボンド・ファンドの財政状態、ならびに同日終了年度に係るファンドの経営成績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において公正に表示しています。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年11月30日

（注）

本監査報告書は、英語を原語として作成された監査報告書の和訳です。情報、見解または意見のあらゆる解釈においては、監査報告書英語版が優先されます。



Independent Auditor's Report

To the Trustee of DIAM Emerging Bond Fund,
A series trust of DIAM Cayman Trust

We have audited the accompanying financial statements of DIAM Emerging Bond Fund ("the Fund"), a series trust of DIAM Cayman Trust ("the Trust"), which comprise the statement of financial position as at August 31, 2015 and the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to holder of redeemable units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee's responsibility for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of DIAM Emerging Bond Fund as at August 31, 2015, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

A stylized, handwritten-style signature of "PricewaterhouseCoopers" in a dark grey or black ink.

November 30, 2015

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(1) 貸借対照表

DIAMエマージング・ボンド・ファンド
 DIAMケイマン・トラストのシリーズ・トラスト
 財政状態計算書
 2015年8月31日現在
 (米ドル建シリーズ・トラスト)

	2015年8月31日現在		2014年8月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
（注2.4、3、9）	\$ 8,635,778	1,041,561	\$ 17,975,464	2,168,021
現金および現金同等物（注2.2）	288,932	34,848	73,940	8,918
未収入金：				
受取利息（注2.11）	131,384	15,846	271,926	32,797
その他の資産	4,367	527	1,054	127
資産合計	\$ 9,060,461	1,092,782	\$ 18,322,384	2,209,863
負債				
流動負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
（注2.4、3、9）	\$ 47,843	5,770	\$ 1	0
未払金：				
買戻受益証券	226,366	27,302	76,843	9,268
専門家報酬	56,197	6,778	52,444	6,325
コミッション支払代行報酬（注7）	11,390	1,374	18,290	2,206
管理事務代行報酬（注7）	7,500	905	7,501	905
投資運用報酬（注7）	6,316	762	11,794	1,422
副投資運用報酬（注7）	6,316	762	25,328	3,055
保管報酬（注7）	5,792	699	7,064	852
代行協会員報酬（注7）	5,081	613	3,720	449
販売報酬（注7）	4,467	539	8,475	1,022
印刷代	4,255	513	-	-
受託報酬（注7）	3,785	457	3,627	437
登録・名義書換事務代行報酬（注7）	2,250	271	2,483	299
管理会社報酬（注7）	80	10	517	62
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	387,638	46,753	218,087	26,303
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産（設立費計上後）	\$ 8,672,823	1,046,029	\$ 18,104,297	2,183,559
別表示：				
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産（繰延設立費を含む）	\$ 8,672,823	1,046,029	\$ 18,234,798	2,199,299
繰延設立費調整（注5）	-	-	(130,501)	(15,740)

個人の資格ではなく、もっぱらD I AMケイマン・トラストの受託銀行として、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドを代表して発行を承認する。

ロニー・カスバート

日付： 2015年11月30日

ジョハネス・フオリ

個人の資格ではなく、もっぱらD I AMケイマン・トラストの管理会社として、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドを代表して発行を承認する。

J・デニス・ハンター

日付： 2015年11月30日

カルラ・ボッデン

添付の注記は当財務諸表の一部である。

(2) 損益計算書

D I A Mエマージング・ボンド・ファンド
D I A Mケイマン・トラストのシリーズ・トラスト
包括利益計算書
2015年8月31日終了年度までの期間
(米ドル建シリーズ・トラスト)

	<u>2015年8月31日終了年度</u>		<u>2014年8月31日終了年度</u>	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取利息 (注2. 1 1)	\$ 509,511	61,452	\$ 833,031	100,472
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、通貨先渡契約、ならびに外貨換算による実現純損失	(1,401,150)	(168,993)	(758,282)	(91,456)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、通貨先渡契約、ならびに外貨換算による未実現評価益の純変動額	60,665	7,317	2,765,369	333,531
(損失)/収益 合計	(830,974)	(100,224)	2,840,118	342,547
費用				
コミッション支払代行報酬 (注7)	151,029	18,216	235,893	28,451
専門家報酬	96,238	11,607	97,946	11,813
管理事務代行報酬 (注7)	44,999	5,427	45,032	5,431
販売報酬 (注7)	36,369	4,386	57,380	6,921
保管報酬 (注7)	34,197	4,125	41,474	5,002
投資運用報酬 (注7)	34,016	4,103	53,129	6,408
副投資運用報酬 (注7)	34,016	4,103	53,129	6,408
受託報酬 (注7)	18,593	2,243	16,815	2,028
登録・名義書換事務代行報酬 (注7)	12,462	1,503	14,794	1,784
印刷代	5,852	706	26,129	3,151
設立費 (注2. 3)	4,854	585	99,971	12,058
代行協会員報酬 (注7)	1,361	164	2,125	256
管理会社報酬 (注7)	1,361	164	2,936	354
登記代	1,053	127	1,063	128
費用合計	476,400	57,459	747,816	90,194
運営(損失)/利益	(1,307,374)	(157,682)	2,092,302	252,353
財務費用				
買戻可能受益証券保有者への分配 (注2. 9)	(514,306)	(62,030)	(780,904)	(94,185)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の運用による(減少)/増加	\$ (1,821,680)	(219,713)	1,311,398	158,168
繰延設立費の調整 (注5)	-	-	130,501	15,740

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の運用
による(減少)/増加 (繰延設立費を含む)

<u>\$ (1, 821, 680)</u>	<u>(219, 713)</u>	<u>\$ 1, 441, 899</u>	<u>173, 907</u>
-------------------------	-------------------	-----------------------	-----------------

添付の注記は当財務諸表の一部である。

D I A Mエマージング・ボンド・ファンド
D I A Mケイマン・トラストのシリーズ・トラスト
受益者帰属純資産変動計算書
2015年8月31日終了年度までの期間
(米ドル建シリーズ・トラスト)

	金額	
	米ドル	千円
2013年8月31日現在の残高	\$ 22,448,774	2,707,547
買戻可能受益証券発行による申込金受入	3,919,402	472,719
買戻可能受益証券の買戻	(9,575,277)	(1,154,874)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の運用による増加	1,311,398	158,168
2014年8月31日現在の残高	\$ 18,104,297	2,183,559
繰延設立費の調整	130,501	15,740
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産（繰延設立費を含む）	\$ 18,234,798	2,199,299
2014年8月31日現在の残高	\$ 18,104,297	2,183,559
買戻可能受益証券の買戻	(7,609,794)	(917,817)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の運用による減少	(1,821,680)	(219,713)
2015年8月31日現在の残高	\$ 8,672,823	1,046,029

添付の注記は当財務諸表の一部である。

D I A Mエマージング・ボンド・ファンド
D I A Mケイマン・トラストのシリーズ・トラスト
キャッシュ・フロー計算書
2015年8月31日終了年度までの期間
(米ドル建シリーズ・トラスト)

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動				
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の				
運用による(減少)/増加	\$ (1,821,680)	(219,713)	\$ 1,311,398	158,168
調整:				
受取利息	(509,511)	(61,452)	(833,031)	(100,472)
買戻可能受益証券保有者への分配	514,306	62,030	780,904	94,185
	(1,816,885)	(219,134)	1,259,271	151,881
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
および負債の純減少	9,387,528	1,132,230	4,078,661	491,927
その他の資産の増加	(3,313)	(400)	(1,054)	(127)
未払費用の(減少)/増加	(27,814)	(3,355)	6,635	800
運用による現金の増加	7,539,516	909,341	5,343,513	644,481
受取利息(源泉所得税控除後)	650,053	78,403	940,464	113,429
運用活動によるキャッシュ・フロー	8,189,569	987,744	6,283,977	757,910
財務活動				
買戻可能受益証券発行による申込金受入	-	-	3,919,402	472,719
買戻可能受益証券の買戻	(7,460,271)	(899,783)	(9,638,103)	(1,162,452)
買戻可能受益証券保有者への分配金支払額	(514,306)	(62,030)	(780,904)	(94,185)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(7,974,577)	(961,814)	(6,499,605)	(783,917)
現金および現金同等物の純増加/(純減少)	214,992	25,930	(215,628)	(26,007)
現金および現金同等物の期首残高(注2.2)	73,940	8,918	289,568	34,925
現金および現金同等物の期末残高(注2.2)	\$ 288,932	34,848	\$ 73,940	8,918

添付の注記は当財務諸表の一部である。

D I AMエマージング・ボンド・ファンド
D I AMケイマン・トラストのシリーズ・トラスト
財務諸表に対する注記
2015年8月31日終了年度までの期間
(米ドル建シリーズ・トラスト)

1. 組織

D I AMエマージング・ボンド・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）は、2011年6月29日付けの基本信託証書、および2012年11月16日付けの補足信託証書に従い、ケイマン諸島法に基づき、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託銀行」といいます。）と、クイーンズゲートバンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）によって設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるD I AMケイマン・トラスト（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。ファンドは、2012年12月27日に運用を開始しました。

トラストの主要事務所は、ケイマン諸島、KY1-1107、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、D r. ロイズ・ドライブ11、私書箱694に所在する受託銀行によって管理されています。

ファンドの投資顧問会社はD I AMアセットマネジメント株式会社（以下、「投資顧問会社」といいます。）です。

ファンドの副投資顧問会社は、D I AMインターナショナル・リミテッド（以下、「副投資顧問会社」といいます。）です。

ファンドは、豪ドル建クラスと米ドル建クラスの2つのクラスの受益証券を提供します。

ファンドの投資目的は、政府の直接支払債務、政府機関が発行する証券、政府が出資している企業が発行する証券、政府保証債、国際機関債および地方政府発行証券を含むがこれらに限定されない（確定利付または変動利付の）米ドル建ての新興国ソブリン債その他の債券（総称して「ソブリン債」といいます。）のポートフォリオへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことです。さらに、ファンドは、ソシエテ・ジェネラル、あるいはソシエテ・ジェネラルが保証しその一もしくは複数の子会社が発行する債務証券に投資する場合があります。（注記6）

副投資顧問会社は、ファンドによるソブリン債への投資の参照インデックスとして、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（米ドル、ヘッジなし）（以下、「参照インデックス」といいます。）を使用します。ファンドの投資目的は参照インデックスに連動させることではありません。参照インデックスは副投資顧問会社が参考とするためにのみ使用されます。したがって、ファンドの投資実績は、参照インデックスを上回ることや、下回ることもあります。場合により、参照インデックスは修正されることがあります。

2. 重要な会計方針

以下は財務諸表の作成に適用された重要な会計方針です。特に明記されない限り、これらの会計方針が当期間を通して適用されます。

財務諸表は、国際財務報告基準（以下、「I F R S」といいます。）と取得原価主義に基づいて作成され、金融資産および金融負債は損益を通じて公正価値によって再評価されます。

I F R S に従って財務諸表を作成するためには、特に重要な会計上の見積りを使用する必要があります。ファンズの会計方針を適用する過程において、経営者が判断する必要があります。高度な判断や複雑性を含む分野、あるいは仮定や見積りが財務諸表にとって重要であるという分野は注記4に記載されています。I F R S に従って財務諸表を作成するためには、財務諸表作成日における資産および負債の表示金額、および偶発債務の開示に影響を与える見積りや仮定を経営者が行う必要があります。見積りと仮定は、現状において合理的であると思われる将来の出来事の予想を含め、過去の経験やその他の要因に基づいて行われます。

2. 1 新基準および修正

（a）2015年8月31日に終了する事業年度において効力のある基準、およびその修正

2015年8月31日に終了する事業年度において新たに効力を生ずる基準、解釈、および既存の基準に対する修正で、ファンズに重要な影響を及ぼすものではありません。

（b）2015年8月31日に終了する事業年度において公表されているが、発効しておらず、かつ早期適用していない新基準、修正、および解釈

2018年1月1日以後開始する事業年度から適用となるI F R S 第9号「金融商品」は、複合契約を含む金融資産および金融負債がどのように分類および測定されるべきかを規定しています。I A S 第39号の要件と比較して金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化したものです。金融負債の分類および測定については、そのほとんどにおいてI A S 第39号の要件から変更はありませんでした。当該基準は金融資産を分類するための一貫したアプローチを採用し、分類の基準が個々に定められていたI A S 第39号の多くの金融資産の分類が置き換えられることになります。ファンズが保有する金融資産および金融負債は（長期および短期いずれも）引き続き損益計算書を通じて公正価値で評価される見込みのため、当該基準の適用がファンズの財政状態および経営成績に与える重要な影響はないものと見込まれております。

現在は適用されていませんが、将来においてファンズに重要な影響を及ぼすと見込まれる、その他の基準、解釈、および既存の基準に対する修正はありません。

2. 2 現金および現金同等物

ファンドは、すべての現金、外貨、3か月以内に満期が到来する短期預金を、現金および現金同等物とみなします。

ファンドが保有する現金および現金同等物の残高はすべて米ドル建てです。

2. 3 設立費

2015年8月31日および2014年8月31日に終了する期間において、ファンドの設定と受益証券の募集に関連して発生するコストと費用はそれぞれ4,854米ドルおよび99,971米ドルでした。このようなコストと費用は、ファンドの当初3年間で償却されました。しかし、IFRSの規定に従い、設立費は財務諸表の報告目的のために、発生年度に費用計上しました。これにより、受益者取引のためのファンドの純資産価額と、当初運用3年間の財務報告目的のためのファンドの純資産価額に相違が生ずると考えられていました。

2. 4 損益を通じて公正価値で測定する金融資産と金融負債

(a) 分類

ファンドは、負債性証券および派生商品への投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債として分類しています。これらの金融資産と金融負債は、売買目的で保有されるものに分類されます。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、主に短期で売却または買戻す目的で、取得もしくは発生するもの、あるいは、直近に短期的な利ざや獲得の取引事例があり、併せて運用されているが分別可能な金融投資ポートフォリオの一部となるものです。派生商品も売買目的保有の金融資産あるいは金融負債として分類されます。ファンドでは、派生商品もヘッジ関係にあるヘッジ取引として分類していません。

当初認識時において損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債と指定されたものは、売買目的保有として分類されないがそのように取り扱われるものであり、その運用成果は、書面化されたファンドの投資戦略に従って公正価値基準で評価されます。ファンドの方針は、投資顧問会社と受託銀行が、公正価値基準その他関連金融情報に基づきこれらの金融資産と金融負債を評価することです。

(b) 認識および認識の中止

投資の通常の購入と売却は、取引日、つまりファンドがその投資を購入あるいは売却することを約定した日に認識されます。売却または購入された有価証券の原価もしくは売却金額は先入先出法で認識されます。金融資産は、投資から現金の支払を受ける権利の有効期限が満了となり、あるいはファンドが実質上すべてのリスクと所有者利益を譲渡したとき

に、認識を中止します。プレミアムとディスカウントは関連する投資の満期まで実効利率法により償却されます。

(c) 測定

損益を通じて公正価値で測定する金融資産と金融負債は、最初に公正価値で認識されます。最初の認識の後に、損益を通じて公正価値で測定するすべての金融資産と金融負債は、公正価値で測定されます。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産と金融負債」のカテゴリの公正価値の変動から発生する損益は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる受取利息は、実効金利法に基づき受取利息として包括利益計算書で認識されます。

(d) 公正価値評価

活発な市場で取引される金融資産（上場市場で取引される派生商品や売買目的有価証券）の公正価値は、財務諸表日付の取引終了時点の取引市場価格に基づきます。ファンドが保有する金融資産に使用される取引市場価格は、現在の買い気配値です。市場価格が容易に入手できない投資あるいはその他資産は、運用サービス会社（ブローカー、ディーラー、その他の会社）が提示する価格、あるいは投資顧問会社からの助言とともに受託銀行が採用する方法に従って誠実に決定される公正価値で評価されます。その結果生じる未実現損益は、包括利益計算書の収益の項目に反映されます。

2. 5 金融商品の相殺

認識された金額を相殺するという法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済し、または資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図する場合、金融資産および負債を相殺し、財政状態計算書に純額が記載されます。

2. 6 未払費用

費用は発生基準で計上されます。

2. 7 外貨取引

(a) 機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨と表示通貨は米ドルです。豪ドル建クラス受益証券の取引通貨はオーストラリアドルです。米ドル建クラス受益証券の取引通貨は米ドルです。

(b) 取引と残高

外貨取引は取引日の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。このような取引の決済、および外貨建ての貨幣資産と負債の期末換算取引から生じる為替差損益は、包括利益計算書に表示されます。ファンドは、投資にかかわる為替換算レートの変更から発生する運用

の結果部分と、保有有価証券の相場の変更から発生する変動を分離することはしません。そのような変動は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現純損益と未実現純損益に含まれます。

(c) 通貨先渡契約

通貨先渡契約は公正価値で評価されます。未決済通貨先渡契約の未実現損益は、契約開始時のレートと契約終了時のレートの差額で計算されます。包括利益計算書に計上される外貨先渡取引の実現純損失は、同じ相手先との他の契約と決済または相殺される契約の純損益を含みます。未決済通貨先渡契約の未実現損益は、取引レートと、評価日において公の情報源で公表されるレートに基づき先渡契約の額面金額に適用されるフォワードレートとの差額として計算されます。

2. 8 分配

投資顧問会社は、受託銀行の代理としての役割をはたすブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下、「管理事務代行会社」といいます。）に対して、投資顧問会社が決定する金額を分配期間ごとに、各クラスの受益証券保有者に対して分配を行うことを指示します。分配は、各クラスの受益証券に帰属するファンドの収益、実現および未実現キャピタル・ゲイン、ならびに/または分配可能な資金から支払われます。さらに、ファンドにとって合理的な水準の分配を維持することが必要であると考える場合、投資顧問会社は、ファンドの元本から分配金を支払うことを受託銀行のかわりに管理事務代行会社に対し指示をします。

当該分配基準日に受益者名簿にその名前が登録されている者に対して分配が行われます。

2015年8月31日および2014年8月31日に終了する期間において、ファンドは下記の分配を行いました。

2015年8月31日における分配	純利益、キャピタル・ゲイン、および元本より	累計分配率
豪ドル建クラス	\$ 199,670	0.48509
米ドル建クラス	314,636	0.24000
	<u>\$ 514,306</u>	
2014年8月31日における分配	純利益、キャピタル・ゲイン、および元本より	累計分配率
豪ドル建クラス	\$ 301,280	0.55219
米ドル建クラス	479,624	0.24000
	<u>\$ 780,904</u>	

受益者への分配は、包括利益計算書では財務費用として分類されます。

2. 9 買戻可能受益証券

ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、同様の権利を有しない2つのクラスの受益証券（注記5）を発行します。

ファンドは、IAS 32号（改訂）「金融商品：表示」に従い、プット可能な金融商品を負債として分類します。同改訂により、金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品は、一定の厳しい基準を満たす場合に持分証券として分類されます。それらの基準は以下を含みます。

- プット可能な金融商品は純資産の所有割合に応じて受益者に権利を与えなければなりません。
- プット可能な金融商品は最劣後クラスであり、クラスの特徴は同じものでなければなりません。
- 発行者が買戻す以外に、現金やその他金融資産を引き渡すという契約上の義務があつてはなりません。
- 有効期間内にプット可能な金融商品から予測されるキャッシュ・フローの合計額は、発行者の損益に実質的に基づいていなければなりません。

受益証券の各クラスは同じ特徴を有していないため、これらの条件は満たされませんでした。

買戻可能受益証券は、ファンドの純資産価額の割合に応じた相当額の現金で、いつでもファンドに戻すことができます。

買戻可能受益証券は、受益者がファンドに戻す権利を実行する場合、財政状態計算書の日付において支払われるべき買戻し価格で計上されます。買戻可能受益証券は受益者の選択で、発行あるいは買戻す時の、ファンドの一口当たり純資産価格に基づいた価格で発行し、買戻されます。ファンドの一口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を、発行済み買戻可能受益証券の合計口数で除して計算されます。

2. 10 補償

受託銀行と投資顧問会社は、ファンドのために、さまざまな補償事項を含む契約を行うことがあります。これらの契約においてファンドの最も大きいエクスポージャーは不明です。しかし、ファンドはこれらの契約に伴う損失の申し立てを受けたことはなく、損失のリスクはほとんどないと思われます。

2. 11 受取利息および関連する未収金

受取利息は実効金利法に基づき、経過した期間に基づいて認識され、現金および現金同等物から

の受取利息と、損益を通じて公正価値で測定する負債性証券から生じる受取利息を含みます。関連する未収金は公正価値で計上され、その後に簿価で測定されます。

2. 1 2 税金

ケイマン諸島政府から、2061年まで、すべての所得、収益、譲渡益について税金の免除を受けるという保証を受けました。現在そのような税金はケイマン諸島で課税されることはありません。

ファンドは、現在、いくつかの国では、投資収益と譲渡益について源泉税が課されています。そのような所得と収益は包括利益計算書では、源泉税を含めた総額で表示されます。源泉税がある場合、包括利益計算書に個別の科目として表示されます。

2015年8月31日に終了した期間および2014年8月31日に終了した期間において、ファンドに生じた源泉徴収税はありません。

ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する有価証券に投資をします。これらの多くの外国では、ファンドを含め非居住者に対して譲渡益課税が適用されると規定する税法があります。これらの譲渡益に対する税金は申告課税方式で金額が決定され、ファンドの取引証券会社によってこれらの税金が「源泉」方式で控除されることはありません。

I A S 12号「所得税」に従い、海外の税務当局がすべての事実と状況を把握していると仮定し、海外の税法が、それらの国で得たファンドの譲渡益について税金負債を見積もることを要求している場合、ファンドは税金負債を認識する必要があります。税金負債は、報告期間の末日までに制定されている、あるいは実質的に制定されている税法と税率を使い、関連税務当局に支払うべき金額で測定されます。海外の投資ファンドに適用される税法が不確実な場合がときどきあります。ファンドが税金負債を最終的に支払うべきか否かという点是不確実です。そのため、税金負債の不確実性を測定するときに、関連税務当局の公式あるいは非公式の実務を含め、経営者は、支払の可能性に影響を及ぼすときに入手されるすべての関連事実と状況を考慮します。

2015年8月31日および2014年8月31日現在において、受託銀行と管理会社は、当該財務諸表において未認識税務ベネフィットについて計上すべき負債をファンドは保有していないと決定しました。これが最良の判断であるとしても、ファンドが獲得した譲渡益に対して海外税務当局が課税するかもしれないというリスクは残ります。事前の通告なしに過去に遡って課税が行われ、ファンドにとって重大な損失が生じる可能性があります。

3. 財務リスク管理

財務リスク要因

すべての有価証券投資には元本損失のリスクがあります。負債性証券に係る元本の損失は最大でもそのポジションの公正価値までに限定されます。通貨先渡契約における元本の損失は、最大で

もそのポジションの想定元本までに限定されます。ファンドの活動により、市場リスク（通貨リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含みます。）、信用リスク、流動性リスクなどさまざまな財務リスクが発生します。これらのリスク管理は、管理会社によって承認された方針に従い、投資顧問会社によって行われます。ファンドは対象となるさまざまなタイプのリスクを測定し、管理するために異なる方法を使います。それらの方法とは、下記のとおりです。

リスク要因にかかわる下記の議論は、ファンドの投資に含まれるリスクの完全な説明を意味するものではありません。

価格リスク

ファンドは、負債性証券および派生商品の価格リスクを有しています。それは、将来の価格が不確実なことによりファンドが保有する投資商品から生じます。非貨幣性金融商品は米ドル以外の通貨建てであり、当初外貨で表示され、米ドルに換算された価格は、外国為替レートの変更ににより変動します。下記「通貨リスク」では、価格リスクのうちこの要素がどのように管理され、測定されるかについて説明しています。

派生商品には、その価値がひとつまたはそれ以上の原証券、金融ベンチマーク、あるいはインデックスに連動する商品および契約が含まれます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大きく左右されます。多くの派生商品は、その取引が締結されたときに支払い、あるいは預託する金額に比べ、市場のエクスポージャーが極めて大きくなります。不利な市場変動が比較的小規模であっても、投資の全額を失うばかりでなく、本来の投資金額を超える損失をファンドが被ることがあります。ファンドが取得しようとする派生商品を、満足できる条件で特定の時点において取得できるという保証はありません。

ファンドは、政府や、その他の機関が発行した負債性証券に投資をします。政府発行の証券への投資は、重大な経済的、政治的リスクを含む可能性があります。一定の政府機関証券の保有者は、支払義務の再構築および繰り延べと、発行者に対する借入れの延長を要求されることがあります。ムーディーズ、フィッチ、S & Pによって投資不適格と格付けされたソブリン債は、債務の条件に基づく利息の支払や元本の返済にかかわる発行者の能力について、主に投機的であるとみなされます。

ファンドは、2012年12月27日付のコミッション支払代行契約に従い、仕組債（注記1と6）に投資をし、受託銀行、管理会社、およびエス・ジー・コンステレーション・インク（以下、「コミッション支払代行者」といいます。）（注記7）と契約をしました。契約書条項は、ファンドがその契約書の条件に従い仕組債を取得することを規定しています。

ポートフォリオの著しい集中について、財務諸表の注記9に記載されています。

投資顧問会社は、ファンドの運用戦略をベンチマークやその他のインデックスをたどるように管理していません。2015年8月31日および2014年8月31日現在、ファンドの市場リスクは3つの主要な要素の影響を受けます。実際の市場価格の変化、金利および外国為替の変動です。2015年8

月31日および2014年8月31日において、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、参照インデックスが10%上昇あるいは下落した場合、受益者に帰属する純資産はそれぞれ約863,578米ドルおよび約1,794,767米ドル上昇あるいは下落することになります。

上記に記載された感応度分析は、2015年8月31日および2014年8月31日現在のポートフォリオの構成に基づいています。ファンドの運用ポートフォリオの構成は、徐々に変更する可能性があります。したがって、2015年8月31日および2014年8月31日現在で準備された感応度分析は、将来におけるファンドの純資産への影響を示すものとは限りません。

金利リスク

ファンドの資産が投資される有価証券は、発行から買戻しまでの期間にわたり、その期間における金利の変動によって価格変動が発生します。このリスクが金利リスクと呼ばれます。一般的に、金利が下落すると有価証券価格が上昇し、金利が上昇すると有価証券価格が下落します。金利が変動するとき、有価証券の期間は、負債性証券の価格変化の度合いを表すものとして使用されます。その期間が大きければ大きいほど、金利の一定の動きによって負債性証券の価格が大きく動きます。そのため純資産価額が変動します。

金利リスクに対するファンドのエクスポージャーは以下のとおりです。公正価値で測定されたファンドの資産と特定取引負債を含み、契約上の価格改定日と満期日のいずれか早い方の期間によって分類されています。

2015年8月31日

	1年 以内	1年から 5年	5年以上	無利子 資産/負債	合計
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 2,170,955	\$ 6,464,823	\$ -	\$ 8,635,778
現金および現金同等物	-	-	-	288,932	288,932
未収入金:					
受取利息	-	-	-	131,384	131,384
その他の資産	-	-	-	4,367	4,367
資産合計	\$ -	\$ 2,170,955	\$ 6,464,823	\$ 424,683	\$ 9,060,461
負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 47,843	\$ 47,843
未払金:					
買戻受益証券	-	-	-	226,366	226,366
専門家報酬	-	-	-	56,197	56,197
コミッション支払代行報酬	-	-	-	11,390	11,390
管理事務代行報酬	-	-	-	7,500	7,500
投資運用報酬	-	-	-	6,316	6,316
副投資運用報酬	-	-	-	6,316	6,316
保管報酬	-	-	-	5,792	5,792
代行協会員報酬	-	-	-	5,081	5,081
販売報酬	-	-	-	4,467	4,467

印刷代	-	-	-	4,255	4,255
受託報酬	-	-	-	3,785	3,785
登録・名義書換事務代行報酬	-	-	-	2,250	2,250
管理会社報酬	-	-	-	80	80
負債合計	\$	-	\$	-	\$ 387,638
金利および感応度ギャップ合計	\$	-	\$ 2,170,955	\$ 6,464,823	\$ 37,045
					\$ 8,672,823

2015年8月31日現在で、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、金利が100ベースポイント上下した場合、その期間の損益の増加あるいは減少は約677,347米ドルとなります。これは、大半は負債性証券の市場価格の変化が原因です。

2014年8月31日

	1年 以内	1年から 5年	5年以上	無利子 資産/負債	合計
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 222,593	\$ 2,799,301	\$ 14,925,775	\$ 27,795	\$ 17,975,464
現金および現金同等物	-	-	-	73,940	73,940
未収入金:					
受取利息	-	-	-	271,926	271,926
その他の資産	-	-	-	1,054	1,054
資産合計	\$ 222,593	\$ 2,799,301	\$ 14,925,775	\$ 374,715	\$ 18,322,384
負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 1	\$ 1
未払金:					
買戻受益証券	-	-	-	76,843	76,843
専門家報酬	-	-	-	52,444	52,444
副投資運用報酬	-	-	-	25,328	25,328
コミッション支払代行報酬	-	-	-	18,290	18,290
投資運用報酬	-	-	-	11,794	11,794
販売報酬	-	-	-	8,475	8,475
管理事務代行報酬	-	-	-	7,501	7,501
保管報酬	-	-	-	7,064	7,064
代行協会員報酬	-	-	-	3,720	3,720
受託報酬	-	-	-	3,627	3,627
登録・名義書換事務代行報酬	-	-	-	2,483	2,483
管理会社報酬	-	-	-	517	517
負債合計	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 218,087	\$ 218,087
金利および感応度ギャップ合計	\$ 222,593	\$ 2,799,301	\$ 14,925,775	\$ 156,628	\$ 18,104,297

2014年8月31日現在で、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、金利が100ベースポイント上下した場合、その期間の損益の増加あるいは減少は約1,422,093米ドルとなります。これは、大半は負債性証券の市場価格の変化が原因です。

投資顧問会社はファンドの総合的な金利感応度を継続的にモニターしています。

為替リスク

ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル以外の通貨建ての投資商品で直接または間接的に運用する場合、ファンドのポートフォリオは、為替レートの変動の影響を受けます。外国為替取引が行われる市場は激しく変動し、非常に専門的であり、技術的です。市場では、流動性と価格の変動を含めた激しい変動が、極めて短時間のうちに発生します。通貨の変動はファンドの投資価格に悪影響を及ぼす場合があります、受益者の参考通貨によっては、通貨の変動は、受益証券の投資価格に悪影響を及ぼす場合があります。外国為替取引リスクには、為替レートリスク、金利リスク、および海外における為替市場、海外投資もしくは外貨による特定取引の規制を通じ行われる外国政府の干渉の可能性が含まれますが、これらには限定されません。

ファンドの負債性証券は、2015年8月31日および2014年8月31日現在、すべて米ドル建てです。
(注記9)

2015年8月31日現在におけるファンドの為替リスク（米ドル）は以下のとおりです。

2015年8月31日		現金および 現金同等物	損益を通じて 公正価値で測定 される金融資産	通貨先渡 契約	その他資産 および負債	差引
オーストラリアドル	AUD	\$ -	\$ 77,299	\$ (47,843)	\$ -	\$ 29,456
米ドル	USD	288,932	8,558,479	-	(204,044)	8,643,367
		\$ 288,932	\$ 8,635,778	\$ (47,843)	\$ (204,044)	\$ 8,672,823

2014年8月31日現在におけるファンドの為替リスク（米ドル）は以下のとおりです。

2014年8月31日		現金および 現金同等物	損益を通じて 公正価値で測定 される金融資産	通貨先渡 契約	その他資産 および負債	差引
オーストラリアドル	AUD	\$ -	\$ 97,264	\$ 27,795	\$ -	\$ 125,059
日本円	JPY	-	-	(1)	-	(1)
		-	97,264	27,794	-	125,058
米ドル	USD	73,940	17,850,405	-	54,894	17,979,239
		\$ 73,940	\$ 17,947,669	\$ 27,794	\$ 54,894	\$18,104,297

下記の表は、2015年8月31日および2014年8月31日現在の、外国為替相場の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約です。その他の変数が一定の状態では保たれているとして、下記の表の変動率で米ドルに対する外国為替レートが増加/（下落）したという仮定に基づき分析されています。過去の変動を考慮に入れ、外国為替レートにおいて合理的に発生しうること変化について経営者による最善の評価を表しています。この損益の増減は、主に損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類される負債性証券の公正価値の変動に起因しています。

通貨	2015年合理的に発生しうる 為替レートの変化*	ファンド純資産への影響
オーストラリアドル	+/- 30%	+/- \$ 643,415 **

- * 2015年8月31日現在の外国為替レートの変動率
- ** 上記の影響が豪ドル建クラスに割り当てられます。

通貨	2014年合理的に発生しうる 為替レートの変化*		ファンド純資産への影響
オーストラリアドル	+/- 5%	+/- \$	185,599 **
日本円	+/- 6%	+/- \$	161

- * 2014年8月31日現在の外国為替レートの変動率
- ** 上記の影響が豪ドル建クラスに割り当てられます。

投資顧問会社は、常にファンドの為替正味ポジションをモニターしています。

信用リスク

ファンドは信用リスクを有しています。それは、債務返済が不履行となったことにより、金融商品に係る一方の当事者が、他方に対する財務上の損失をもたらすというリスクです。

ファンドが負っているリスクの大半は、ファンドの負債性証券と仕組債への投資から発生します。ファンドは、売買目的派生商品、現金および現金同等物、ならびにその他未収金残高に係るカウンターパーティの信用リスクも有しています。ファンドは、現金残高の預入先と有価証券取引先を大手金融機関にすることによって、信用リスクを軽減するようにしています。

当初の発行の際に目論見書に記載されているように、ファンド資産が投資をしている負債性証券には、発行者の破綻を含むいろいろな理由により、満期までにそれらの有価証券の元本と利息が支払われないというリスク（負債性証券に係る支払義務不履行のリスク、および負債性証券発行者の破綻の場合、銀行とその他の債権者が優先権を持つ債権に劣後するというリスク）、および債務不履行リスクの増加を認識することにより負債性証券の価値が下落するリスクがあります。これらのリスクは、信用リスク（もしくは、債務不履行リスク）と呼ばれています。

副投資顧問会社はファンド勘定において負債性金融商品に投資をします。信用リスクの増加によりファンドの投資目標の達成が妨げられる可能性があります。

発行者の財政状態、一般的な経済状況、あるいはその両者の悪化、もしくは予測せぬ金利の上昇により、発行者の利息と元本の支払能力が損なわれる可能性があります。

発行者による利息と元本の適時な支払が不可能である（不可能と見込まれる）場合、ファンド勘定で保有している有価証券の価値に影響する可能性があります。特定の証券に流動性のある取引相場がない場合、その有価証券の公正価値を設定することができない可能性があります。さらに、先進国への投資と比較し、エマージング諸国の経済に投資をする場合の信用リスクは、一般的に大きい傾向にあります。

投資顧問会社、および/もしくはその代理人は、ファンド勘定で準投資適格証券に投資をする可能性があります。準投資適格証券は、継続的な不確実性と、発行者が利息と元本を適時に支払うこ

とができなくなるような経営、財務、または経済の悪化に対するエクスポージャーに直面することがあります。

ファンド勘定が保有する特定の有価証券の格付けが低くなればなるほど、発行者の財務状況、一般的な経済状況、あるいはその両者の悪化、もしくは予測せぬ金利の上昇が、発行者の利息と元本の支払能力を低下させる可能性があります。そのような有価証券の債務不履行リスクがより高くなり、投資の元本価格に影響する可能性があります。

格付機関は、確定利付債券の信用度に格付けするサービスを行う企業です。格付機関によって決められた格付けは信用度の絶対的な基準ではなく、有価証券の市場価格の変動性、またはその有価証券の流動性の評価を反映しているものではありません。格付機関が格付けを適時に変更できなかったり、発行者の現在の財務状況が格付けが示すよりも好転したり、悪化したりする場合があります。副投資顧問会社は格付けが購入したときよりも下がったときに有価証券を売却するとはかぎりません。副投資顧問会社は信用格付けのみに依存せず、発行者の信用度を分析する独自の方法をもっています。

下記の分析は、2015年8月31日現在におけるファンドの債務ポートフォリオの信用度をまとめたものです。

ムーディーズの格付け (純資産における割合)	2015年
仕組債	
A2	2%
国債	
A3	21%
Ba1	17%
Baa2	26%
Baa3	33%
Caa1	1%
	100%

下記の分析は、2014年8月31日現在におけるファンドの債務ポートフォリオの信用度をまとめたものです。

ムーディーズの格付け (純資産における割合)	2014年
仕組債	
A2	5%
国債	
A3	21%
Ba1	5%
Baa1	13%
Baa2	16%
Baa3	35%
Caa1	4%
	99%

ファンドは、その投資について保管銀行を使うことにより信用リスクが生じます。2015年8月31

日および2014年8月31日現在において、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資商品は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下、「保管銀行」といいます。）で保管されています。2015年8月31日および2014年8月31日現在において、保管銀行はフィッチ社の格付けがAプラスです。保管銀行の破綻や支払不能は、保管銀行が保管する投資に係るファンドの権利が遅延、あるいは制限される原因となります。

銀行と証券会社を含め、ファンドまたはその代理人がファンドのために取引、もしくは投資を行う金融機関およびカウンターパーティが、ファンドに対するそれぞれの支払義務について、財務的困難や債務不履行になる可能性があります。そのような債務不履行はファンドにとって重大な損失となることがあります。さらに、ファンドは取引を保護するためにカウンターパーティに担保を差し入れる場合もあります。

投資顧問会社はファンドのクレジット・ポジションを常にモニターしています。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが債務の期限が到来しているが、債務全額を決済するために十分な資金調達ができない、あるいはかなり不利な条件で資金調達を行わざるを得ないというリスクです。

ファンドは、店頭取引で派生商品、負債性証券、および仕組債に定期的に投資をします。結果として、それらの商品への投資を、流動性基準を満たす公正価値に近い金額ですぐに流動化することができない、あるいは特定の発行者の信用度が悪化するというような特別な事象に対応することができないことがあります。

下記の表は、財政状態計算書の日において、契約満期日までの残存期間により満期日でグループ分けをし、ファンドの金融負債を分析しています。表の金額は、現在価値に割引いていない契約上のキャッシュ・フローです。

2015年8月31日現在	1か月未満		1～3か月		3か月超		合計
未払金：							
買戻受益証券	\$	226,366	\$	-	\$	-	226,366
専門家報酬		56,197		-		-	56,197
コミッション支払代行報酬		11,390		-		-	11,390
管理事務代行報酬		7,500		-		-	7,500
投資運用報酬		6,316		-		-	6,316
副投資運用報酬		6,316		-		-	6,316
保管報酬		5,792		-		-	5,792
代行協会員報酬		5,081		-		-	5,081
販売報酬		4,467		-		-	4,467
印刷代		4,255		-		-	4,255
受託報酬		3,785		-		-	3,785
登録・名義書換事務代行報酬		2,250		-		-	2,250
管理会社報酬		80		-		-	80
契約上のキャッシュ・アウト・フロー (派生商品を除く)							
	\$	339,795	\$	-	\$	-	339,795

2014年8月31日現在	1か月未満		1～3か月		3か月超	合計
未払金：						
買戻受益証券	\$	76,843	\$	-	\$	76,843
専門家報酬		52,444		-		52,444
副投資運用報酬		25,328		-		25,328
コミッション支払代行報酬		18,290		-		18,290
投資運用報酬		11,794		-		11,794
販売報酬		8,475		-		8,475
管理事務代行報酬		7,501		-		7,501
保管報酬		7,064		-		7,064
代行協会員報酬		3,720		-		3,720
受託報酬		3,627		-		3,627
登録・名義書換事務代行報酬		2,483		-		2,483
管理会社報酬		517		-		517
契約上のキャッシュ・アウト・フロー (派生商品を除く)	\$	218,086	\$	-	\$	218,086

買戻可能受益証券は、受益者の選択により、請求があれば買戻されます。しかしながら、これらの投資商品の保有者は通常は中期から長期の期間にかけて保有するため、受託銀行は契約上の満期が実際の現金の支出を表すものであると予測していません。

投資顧問会社はファンドの流動性ポジションを継続的にモニターします。

下記の表は、ファンドの投資戦略に基づいてキャッシュ・フローのタイミングを把握するために、その契約上の満期が最も重要であると考えられる総額決済を行うファンドの金融派生商品を分析するものです。下記の表の金額は、現在価値に割引いていないキャッシュ・フローを示しています。12か月以内に支払期限が到来する残高は、現在価値への割引の影響が大きくないため、簿価と等しい金額です。

	1か月未満		1～3か月		3か月超	合計
2015年8月31日現在 総額決済の派生商品						
通貨先渡契約						
- 払出	\$	2,047,584	\$	-	\$	2,047,584
- 受入	\$	1,999,741	\$	-	\$	1,999,741
	1か月未満		1～3か月		3か月超	合計
2014年8月31日現在 総額決済の派生商品						
通貨先渡契約						
- 払出	\$	3,905,360	\$	-	\$	3,905,360
- 受入	\$	3,933,154	\$	-	\$	3,933,154

元本リスク管理

ファンドの元本は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産で表されます。ファンドは受益者の

判断によって申込みと買戻しが毎日発生するため、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産額は毎日大幅に変動する可能性があります。元本管理におけるファンドの目標は、受益者に収益を、その他の利害関係者に利益をもたらし、そしてファンドの投資活動の進展を支援するための力強い資本基盤を維持するために、ファンドが継続事業として存続する能力を守ることです。資本構成を維持または調整するために、ファンドの方針により次のことを行います。

- 流動資産に関する毎日の申込みと買戻しのレベルをモニターすること。
- ファンドの定款に従い、新しい受益証券を買戻し、発行すること。

投資顧問会社は、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産価額に基づき、元本をモニターします。

カウンターパーティリスクおよびブローカーリスク

銀行と証券会社を含め、投資顧問会社またはその代理人がファンドのために取引、もしくは投資を行う金融機関およびカウンターパーティが、ファンドに対するそれぞれの支払義務について、財務的困難や債務不履行になる可能性があります。そのような債務不履行はファンドにとって重大な損失となることがあります。さらに、投資顧問会社は取引を保護するためにカウンターパーティにファンド勘定で担保を差し入れる場合もあります。

2015年8月31日現在のファンドのデリバティブ負債は下記のとおりです。

		財政状態計算書上の相殺前の総額			
デリバティブ負債	カウンターパーティ	財政状態計算書上の負債総額	金融商品	現金担保	純額
通貨先渡契約	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー	\$ (47,843)	\$ -	\$ -	\$ (47,843)
		\$ (47,843)	\$ -	\$ -	\$ (47,843)

2014年8月31日現在のファンドのデリバティブ資産および負債は下記のとおりです。

		財政状態計算書上の相殺前の総額			
デリバティブ資産	カウンターパーティ	財政状態計算書上の資産総額	金融商品	現金担保	純額
通貨先渡契約	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー	\$ 27,795	\$ -	\$ -	\$ 27,795
		\$ 27,795	\$ -	\$ -	\$ 27,795

		財政状態計算書上の相殺前の総額			
デリバティブ負債	カウンターパーティ	財政状態計算書上の負債総額	金融商品	現金担保	純額
通貨先渡契約	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー	\$ (1)	\$ -	\$ -	\$ (1)
		\$ (1)	\$ -	\$ -	\$ (1)

派生商品リスク

ファンドの資産は、レバレッジをかける場合とかけない場合において、特定の有価証券、通貨、金利、インデックス、あるいは市場の投資実績を修正し、もしくは入れ替えることを目指して複雑な派生商品に投資を行います。派生商品は本質的に変動し、ファンドのポジションに対して相場が不利に動く場合、ファンドの資産は潜在的にさらなるリスクとコストを負うことになります。

投資顧問会社は、限定しませんが、イーールドリスク、期間リスク、キャッシュ・フロー・リスクのようなリスクを管理し、ポートフォリオに組み込まれる期間と選択性を操作するために、あるいは現物証券の代替として、派生商品を利用します。派生商品は一般的にカウンターパーティリスクを伴い、カウンターパーティに期待される履行がなされない場合があります。投資家にとってより大きな損失、あるいは利益が生じることがあります。投資顧問会社は契約を結ぶ各カウンターパーティについて信用度の評価を行います。そのカウンターパーティが契約に基づく義務を履行することができない場合、ファンドにリスクが生じます。金利および信用リスクの変動、世界および国内市場価格と需要、ならびに一般経済要因と活動などのように、これらの投資は、商品のすべて、あるいは一部が損失となるリスクがあります。派生商品はその中でも高いレバレッジが組み込まれる場合があります。市場の動きをさらに拡大し、投資額よりも大きな金額の損失となる可能性があります。ファンドの資産より払い出された担保が返還されないこともあり、ファンドのポートフォリオに対する支払が行われないこともあります。カウンターパーティとの取引は、（個々の交渉により）取引所を通さないで、あるいは取引所を通して行うことができません。

先物あるいは先渡取引は、原資産を将来のある日に移管する、もしくは資金決済を行う義務を含みます。証拠金が少額であっても、多額の利益となる可能性があると同様に多額の損失となる可能性があります。このような取引は投資家が認識すべき偶発債務です。投資家の関心は委託証拠金に向けられます。ほとんどの取引は日々時価評価を行い、原資産の価格の変動により、資金をカウンターパーティに毎日支払われなければならない可能性があります。

新興国市場リスク

ファンド勘定を通して、直接または間接的に新興国市場における企業の有価証券に投資を行います。その有価証券はリスクが非常に高く、投機的とみなされます。リスクには、（a）収用、没収課税、国有化、ならびに社会、政治、および経済の安定性においてより高いリスク、（b）新興国市場の有価証券の市場規模が小さいこと、および現在の取引量が少ないこと、あるいは取引が存在しないことによってもたらされる流動性の欠如と価格変動、（c）国家の利害に影響を与えるとみなされる発行者または産業への投資の制限を含め、投資機会を制限するような国家の政策、（d）民間または海外の投資、および私有財産を規制する高度な法律の枠組みの欠如というものがあります。

ソブリン債リスク

副投資顧問会社は、ファンド勘定のためにソブリン債に投資をします。政府発行の証券に投資することは、相当な経済および政治リスクを伴うことになります。ソブリン債の保有者は、その支払債務の再構築および返済繰り延べに加わることで、ならびに発行者への貸付期間の延長を依頼されることがあります。ソブリン債の保有者の持分は、再構築の過程において不利な影響を受ける可能性があります。副投資顧問会社がファンド勘定のために投資をするソブリン債の発行者は、対外債務の返済において深刻な困難に陥る可能性があります。その他の影響として、このような困難に陥った場合、その国が利息と元本の支払債務返済の繰り延べ、および負債の再構築をせざるをえない場合があります。繰り延べ、および再構築の調整には、信用協定の新たな設定または修正を交渉すること、元本と未払利息の残高を「ブレイディ債」や同様の証券に転換すること、あるいは利息分の資金を調達するために新しい信用を獲得することによってもたらされる、利息

と元本の支払額の減額と返済の繰り延べを含みます。

保管リスク

ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場に直接または間接的に投資をします。そのような市場で取引され、副保管銀行に委託されるファンド資産は、そのような副保管銀行の使用が必要な状況では、一定のリスクを負うことになります。リスクには、引渡しと支払いの同時決済が行われないこと、現物による取引、およびその結果として生じる偽造証券の流通、企業活動に関する情報不足、有価証券の入手可能性に影響を及ぼす登録手続、適切な法制および金融インフラの不足、ならびに中央預託機関に預け入れる補償金/賠償基金がないことが含まれますが、これらに限定されません。

ファンドは、ブライム・ブローカーと保管銀行に保管口座を保有しています。受託銀行が保管銀行をモニターし、適切な証券保管機関であると信頼していますが、保管銀行、あるいはファンドが時々使用するその他の証券保管機関が破産しないという保証はありません。アメリカ合衆国連邦破産法および1970年証券投資者保護法は、証券会社の不履行、支払不能、あるいは破綻が発生した場合において顧客財産を保護することを求めています。ファンド資産の保管を行う証券会社の不履行が発生した場合、一定時間その資産を確保できないことや、最終的にその資産の完全回復ができないこと、あるいはその両方により損失を負わないという確証はありません。実質的にファンドのすべての資産がひとつの保管銀行に保管されているため、そのような損失は重大であり、投資目的を達成するというファンドの能力が著しく損なわれる可能性があります。

公正価値評価

I F R Sによって、ファンドは、測定の際に使用するインプットの重要性を反映する公正価値のヒエラルキーを使い公正価値の測定を分類することが要求されます。

公正価値のヒエラルキーには次のレベルがあります。

- レベル1 — 公正価値の測定は、同一資産あるいは負債に対する活発な市場における（未調整）公表価格から算出されるものです。
- レベル2 — 公正価値の測定は、資産あるいは負債について、直接（すなわち、価格として）または間接的（すなわち、価格から算出して）に観察可能で、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから算出されるものです。
- レベル3 — 公正価値の測定は、観察可能な市場データを基準としていない資産あるいは負債に係るインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から算定されるものです。

公正価値の測定を全体的に分類する場合、公正価値のヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の全体に対して重要である最も低いレベルのインプットを基準に決定されます。この目的のために、インプットの重要性は、公正価値の測定の全体に対して評価されます。観察不能なインプットに基づいて重要な調整を必要とする観察可能なインプットを公正価値の測定で使用する場合、

その測定はレベル3となります。公正価値の測定の全体に対して特定のインプットの重要性を評価する際には、資産あるいは負債に特定の要素を考慮にいれながら、判断が必要となります。

「観察可能」とする決定には、ファンドによる重要な判断を必要とします。市場データが入手容易であり、定期的に配信あるいは更新され、信頼性があり検証可能であり、専有情報ではなく、関連する市場において活発に関与している独立した発信元によって提供されるものであるものを、ファンドは観察可能なデータであるとみなします。

下記の表は、売買目的のために保有されているファンドの金融資産を評価する際に、2015年8月31日に使用されたインプットに従った公正価値評価の要約です。

金融資産	(未調整) 同一投資商品の 活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	2015年8月31日 現在の公正価値
国債				
ブラジル	\$ -	\$ 456,125	\$ -	\$ 456,125
コロンビア	-	425,550	-	425,550
クロアチア	-	469,753	-	469,753
ハンガリー	-	323,168	-	323,168
インドネシア	-	1,208,269	-	1,208,269
メキシコ	-	1,335,310	-	1,335,310
パナマ	-	232,750	-	232,750
ペルー	-	474,300	-	474,300
フィリピン	-	1,267,964	-	1,267,964
ルーマニア	-	235,200	-	235,200
ロシア	-	632,462	-	632,462
南アフリカ	-	317,916	-	317,916
トルコ	-	996,502	-	996,502
ベネズエラ	-	86,250	-	86,250
仕組債				
アメリカ合衆国	-	174,259	-	174,259
損益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
	\$ -	\$ 8,635,778	\$ -	\$ 8,635,778
金融負債				
通貨先渡契約*	-	(47,843)	-	(47,843)
損益を通じて公正価値 で測定する金融負債				
	\$ -	\$ (47,843)	\$ -	\$ (47,843)

* 金額は、通貨先渡契約の未実現損失を表しています。

下記の表は、売買目的のために保有されているファンドの金融資産および負債を評価する際に、2014年8月31日に使用されたインプットに従った公正価値評価の要約です。

金融資産	(未調整) 同一投資商品の 活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	2014年8月31日 現在の公正価値
国債				
ブラジル	\$ -	\$ 1,287,275	\$ -	\$ 1,287,275
コロンビア	-	1,047,270	-	1,047,270
クロアチア	-	477,800	-	477,800
ハンガリー	-	471,250	-	471,250
インドネシア	-	1,811,913	-	1,811,913
メキシコ	-	2,752,142	-	2,752,142
パナマ	-	589,237	-	589,237
ペルー	-	1,040,525	-	1,040,525
フィリピン	-	2,051,425	-	2,051,425
ルーマニア	-	241,250	-	241,250
ロシア	-	1,684,147	-	1,684,147
南アフリカ	-	661,725	-	661,725
トルコ	-	2,307,830	-	2,307,830
ベネズエラ	-	630,115	-	630,115
仕組債				
アメリカ合衆国	-	893,765	-	893,765
通貨先渡契約*	-	27,795	-	27,795
損益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
	\$ -	\$ 17,975,464	\$ -	\$ 17,975,464
金融負債				
通貨先渡契約*	-	(1)	-	(1)
損益を通じて公正価値 で測定する金融負債				
	\$ -	\$ (1)	\$ -	\$ (1)

* 金額は、通貨先渡契約の未実現利益（損失）を表しています。

その価値が活発な市場における市場価格に基づき、かつレベル1に分類される投資商品には、活発な上場株式、取引所で取引される派生商品、米国財務省短期証券、および米国以外のソブリン債などがあります。ファンドは、これらの投資商品に係る公表価格を調整しません。

活発であるとは思われない市場で取引され、市場価格、ディーラーの気配値、観察可能なインプットによって立証される代替価格発信元に基づいて評価される金融商品はレベル2に分類され

ます。これらには、投資適格社債、一部のソブリン債、アセット・バック証券、定期預金、地方債、および通貨先渡契約が含まれます。レベル2では、活発な市場で取引されていない、および/あるいは譲渡制限のあるポジションを含むために、評価は、一般的に入手可能な市場情報に基づいて非流動性、および/あるいは譲渡不能を反映するように調整されます。

取引はほとんど行われないために、レベル3に分類される投資商品は重要な観察不能なインプットを有しています。これらの有価証券について観察可能な価格を入手できないため、公正価値を導くためには評価手法が使用されます。2015年8月31日付けおよび2014年8月31日付けで、ファンドは保有有価証券をレベル3に分類しませんでした。

2015年8月31日および2014年8月31日で終了する期間において、異なるレベル間の移動はありませんでした。

4. 重要な会計上の見積りと判断

4. 1 重要な会計上の見積りと仮定

経営者は、報告書の資産と負債の金額に影響を及ぼす、将来に関する見積りと仮定を行います。見積りは継続的に査定され、その状況で合理的と思われる将来の事象についての予想を含め、過去の経験とその他の要因に基づいています。結果として生じる会計上の見積りは、本質的に、関連する実際の結果と等しくはなりません。ファンドは、時には、店頭取引派生商品など活発な市場で値付けされていない金融商品を保有することがあります。このような金融商品の公正価値は、評価手法を使って決定されます。公正価値を決定するために評価手法（例えば、モデル手法）が使用される場合には、投資顧問会社がそれらの正当性を認証し、定期的に見直しが行われます。

4. 2 重要な判断：機能通貨

受託銀行は、米ドルが、原取引、事象、および条件の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えます。米ドルは、投資家から申込みを受ける通貨であり、ファンドが成果を測定し、結果を報告する通貨です。

5. 買戻可能受益証券

受益証券の申込み

ファンドには、当初、U.S. ドル（米ドル）とオーストラリアドル（豪ドル）建で申込みができる2つの通貨クラスの受益証券がありました。受益証券は、米ドル建クラス受益証券は1口10米ドルで、豪ドル建クラス受益証券は1口10豪ドルで、当初募集されました。

投資家ごとの最低申込金額は100口以上10口単位でした。

管理会社は理由を問わず受益証券を発行しないと決定することができます。その場合、払い込まれた申込金額は、申込者のリスクと負担で（無利息で）、可能な限り速やかに返金されます。

発行される受益証券の口数は小数点第2位まで四捨五入されます。1口に満たない口数の申込金

額は、ファンドの利益のために留保されます。

管理会社は絶対的裁量権で申込みの拒否を決定することができます。

各クラス受益証券は、取引日に適用される申込価格で当初申込みことができました。クラス受益証券の一口当たりの当初申込価格は、当該取引日にあたる評価日の評価時点で決定されるそのクラス受益証券の一口当たり純資産価格でした。

受益証券を申込むときに申込手数料はかかりませんが、受益証券を買戻すときに条件付後払手数料（以下、「CDSC」といいます。）がかかります。

2014年6月30日付けのコミッション支払代行契約の終了に従い、ファンドのさらなる申込みは認められません。

受益証券の買戻し

下記に記載されているように、受益証券保有者の請求があれば、いずれの取引日でも受益証券の買戻しが行われます。受益者が特定の取引日に買戻す受益証券の口数は1口以上1口単位です。一口当たりの買戻価格は、当該取引日にあたる評価日の評価時点で決定されるそのクラス受益証券の一口当たり純資産価格となります。

発行日から5年目の応当日の前日までに（任意であるか強制であるかにかかわらず）買戻される各クラス受益証券について、（1）申込時の購入価格、または（2）買戻価格のいずれか低い金額に対して、下記の料率のCDSCが課され、株式会社みずほ銀行（以下、「販売会社」といいます。）に支払われます。

保有期間	CDSCの料率
2年未満	4.00%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.00%
4年以上5年未満	1.00%
5年以上	0.00%

CDSCに適用される保有期間の計算は、（a）当初申込期間に申し込まれた受益証券については設定日（当日を含みます。）、あるいは（b）設定日またはそれ以後に申し込まれた受益証券については、管理事務代行会社が買戻される受益証券の申込同意書を受取った日（当日を含みます。）から、管理事務代行会社が買戻請求を受取った日の前日（当日を含みます。）までの日数で計算します。

CDSCの計算上、別々の日に申込みをした同一クラスの保有受益証券の買戻請求をする受益者は、保有期間の長いものから順に買戻しを請求したものととして扱われます。

ファンドが繰上償還される場合、CDSC自体は課されないものの、CDSCの金額を目安として計算さ

れる一定の費用その他の繰上償還に伴って生じる各種費用がファンドに課される場合があります。

管理会社は、取引日に買戻しを受けることができる受益証券の総口数を、管理会社が決定する日における発行済受益証券の一定の割合もしくは金額に制限することができ、その場合、買戻請求は比例按分的に減じられ、残りの買戻請求分はその翌取引日に関して受領された買戻請求に優先して、翌取引日に買戻されます。（ただし、常に、この権限に従って当該日の買戻しが制限される場合は、更なる延期の対象となりえます。）

受益証券の停止

受益証券の発行および/もしくは買戻し、ならびに/またはその取引に係る支払いは、下記の期間において受託銀行（ファンドの管理会社と協議する場合があります。）によって停止されます。

- 通常の休日、週末を除いて、ファンドが直接または間接的に投資をしている投資商品が値付けされている証券取引所が閉鎖している期間、あるいは取引が制限もしくは停止されている期間
- 受託銀行の見解で、ファンドが行う投資商品の評価あるいは処分が合理的に実行可能ではなく、あるいはファンドの受益者に重要な損害をもたらすと考えられるような緊急事態、あるいはその他の状況にあるとき
- ファンドの直接または間接的に投資をしている投資商品の価格もしくは価値、前述の証券取引所での現在価格もしくは価値を決める際に通常用いられる通信手段の機能停止、あるいはその他の理由でファンドが（直接または間接的に）所有する投資商品の価格もしくは価値が合理的、迅速かつ正確に確定されないとき
- 管理会社との協議後の受託銀行の見解で、投資商品の換金もしくは取得にかかわる資金の移動が通常の為替レートで行われないとき
- ファンド、受託銀行、管理会社、あるいはそれらの関係会社、子会社、関連会社、もしくはファンドのその他のサービス提供者について、受託銀行、管理会社、あるいは管理事務代行会社に適用されるマナー・ロンダリング規制を順守するために必要と受託銀行がみなすとき

停止期間が1週間を超えると予測される場合、すべての受益者は、その停止から7日以内に書面で通知を受け、停止の終了についても速やかに通知を受けます。

停止期間中、受益証券の買戻しは行われません。

申込みおよび買戻しに係るファンドの純資産価額を決定するために、ファンドの設定に関連するコストと費用（以下、「設立費」といいます。）として254,130米ドル（2014年は249,276米ドル）が、ファンドの当初3年間で償却されました。その結果ファンドの純資産は2014年8月31日現在130,501米ドルとなりました。2015年8月31日現在、ファンドの純資産の増加はなく、包括利

益計算書上の調整もありません。包括利益計算書に計上されている調整額は2014年8月31日現在130,501米ドルです。財政状態計算書日付におけるファンドの一口当たり純資産価格は下記の表に記載されています。

2015年8月31日現在の純資産、発行口数、一口当たり純資産価格（米ドル建）は下記のとおりです。

受益証券のクラス	純資産総額	発行口数残高	一口当たり純資産価格	実際取引の一口当たり純資産価格
豪ドル建クラス	\$ 2,032,132 *	367,380	\$ 5.53 *	\$ 5.53 *
米ドル建クラス	\$ 6,640,691	820,690	\$ 8.09	\$ 8.09

2014年8月31日現在の純資産、発行口数、一口当たり純資産価格（米ドル建）は下記のとおりです。

受益証券のクラス	純資産総額	発行口数残高	一口当たり純資産価格	実際取引の一口当たり純資産価格
豪ドル建クラス	\$ 4,010,372 *	498,750	\$ 8.04 *	\$ 8.10 *
米ドル建クラス	\$ 14,093,925	1,604,740	\$ 8.78	\$ 8.85

2015年8月31日および2014年8月31日現在において、すべての受益証券を単独の受益者が保有し、純資産の100%を保有しています。

ファンドの元本は主にこれらの買戻可能受益証券口数で表示されます。注記1に記載の目的、注記3に記載のリスク管理方針に従い、買戻しに対応する十分な流動性を維持しながら、ファンドは買戻可能受益証券から受け取った申込金を適切な投資商品で運用するよう努めています。

受益証券のクラス	2014年8月31日 現在	発行済 買戻可能受益証券	買戻済 買戻可能受益証券	2015年8月31日 現在
豪ドル建クラス	498,750	-	(131,370)	367,380
米ドル建クラス	1,604,740	-	(784,050)	820,690
合計	2,103,490	-	(915,420)	1,188,070

受益証券のクラス	2013年8月31日 現在	発行済 買戻可能受益証券	買戻済 買戻可能受益証券	2014年8月31日 現在
豪ドル建クラス	514,260	207,120	(222,630)	498,750
米ドル建クラス	2,241,270	271,050	(907,580)	1,604,740
合計	2,755,530	478,170	(1,130,210)	2,103,490

6. 金融派生商品

通貨先渡契約

通貨先渡契約は、合意した将来の日に、合意した金額に対して、定められた額の外貨を受取る、または支払う契約上の義務です。これらの契約は、契約を締結した日の先物為替予約レートと、測定日の先物相場との差額に基づいて毎日評価されます。

特定の種類の金融商品の名目金額は、財政状態計算書に計上される投資商品と比較するための基準となりますが、取引に含まれる将来のキャッシュ・フローの金額や商品の現在公正価値を必ずしも表しているものでなく、したがって、信用リスクや市場価格リスクに対するファンドのエクスポージャーを表すものではありません。派生商品は、期間内における市場金利や外国為替レートの変動によって、有利（資産）になったり不利（負債）になったりすることがあります。手持ち金融派生商品の契約上の金額あるいは名目金額の総額は、その商品が有利または不利となる範囲であり、派生金融資産および負債の公正価値の総額は、激しく変動する可能性があります。

仕組債

ファンドは、ソシエテ・ジェネラルを保証会社としてSGAソシエテ・ジェネラル・アクセプトランス・エヌ・ブイが発行した仕組債（注記9）に投資をします。その仕組債の市場価格および/または償還価格は、ファンドの豪ドル建クラスと米ドル建クラスの運用成果に連動します。これらの仕組債に投資をする目的は、コミッション支払代行者によって販売会社に支払われるコミッション料の資金をヘッジすることです。

これら有価証券の価値の変動は、包括利益計算書で未実現利益および損失として計上されます。ファンドは仕組債が売却または償還するときに、実現利益または損失を計上します。

7. 手数料と費用

（a）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額の最初の2億5千万米ドルに対して年率0.05%、次の2億5千万米ドルに対して0.04%、5億米ドルを超える純資産価額に対して0.03%の年間報酬を受領します。管理事務代行報酬は1か月当たり3,750米ドルを最低額とします。管理事務代行会社は、サービスの提供に伴い合理的に発生した立替払い経費の支払を受ける権利を有します。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に管理事務代行会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

（b）保管報酬

保管銀行はファンドの資産より次のものを受領します。（i）毎月末に保管銀行によって保管されている資産の市場価値に0.01%から0.015%の範囲の料率を乗じて計算した年間保管報酬、（ii）取引ごとに10米ドルから15米ドルの範囲の取引手数料。保管銀行はサービスの提供に伴い合理的に発生した立替払い経費の支払を受けます。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に保管銀行が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の保管銀行に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政

状態計算書にそれぞれ記載されています。

(c) 登録・名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下、「登録・名義書換事務代行会社」といいます。）は、年間10,000米ドルの登録・名義書換事務代行報酬のほかに、自動処理（STP）をした取引、および手作業/STP以外の処理をしたすべての取引についてそれぞれ10米ドル、あるいは登録・名義書換事務代行の標準的な基準に従ってその他の金額をファンドから受取ります。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に登録・名義書換事務代行会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の登録事務代行会社に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(d) 受託報酬

受託銀行は、設立費として4,500米ドル、およびファンドの純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領します。四半期当たり3,750米ドルを最低額とし、四半期に満たない期間については日割りで計算されます。報酬は四半期ごとに計算され、後払いで支払われます。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に受託銀行が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の受託銀行に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(e) 投資運用報酬

投資顧問会社は、ファンドの純資産価額に対して年率0.50%（注記7（f）を参照）の報酬を受領します。投資顧問会社の報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。副投資顧問会社に対するものを除き、2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に投資顧問会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の投資顧問会社に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(f) 副投資運用報酬

2012年11月19日付の副投資顧問契約に基づいて、投資顧問会社は、受領した報酬のなかから、ファンドの純資産価額に対して年率0.25%の報酬を副投資顧問会社に支払います。投資顧問会社は、これらの報酬をファンドから副投資顧問会社に対して直接支払うように、管理事務代行会社に指示をしました。その結果、2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に副投資顧問会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の副投資顧問会社に対する未払報酬の残高は、投資顧問会社に係る報酬とは分けて、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(g) 販売報酬

販売会社は、ファンドの純資産価額に対して年率0.27%の報酬を受領します。販売報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に販売会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の販売会社に対する未払報酬

酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(h) 代行協会員報酬

ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店（以下、「代行協会員」といいます。）は、ファンドの純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領します。2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間内で代行協会員が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の代行協会員に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(i) 管理会社報酬

管理会社は、ファンドの純資産価額に対して年率1.12%（注記7（j）を参照）の報酬を受領します。コミッション支払代行者に対するものを除き、2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間に管理会社が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在の管理会社に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書にそれぞれ記載されています。

(j) コミッション支払代行報酬

2012年12月27日付けのコミッション支払代行契約に従い、管理会社は、自身が受領した報酬のなかから、各クラス受益証券のそれぞれのクラス建通貨における純資産価額に対して年率1.11%の報酬を、各クラスの通貨でコミッション支払代行者に支払います。当該コミッション支払代行契約は、当初予定日通りに2014年6月30日付けで失効しましたが、（1）受益証券が存在するまでの期間、もしくは（2）受益証券発行日から5年間のいずれか少ない期間にわたり報酬を支払います。管理会社は、管理事務代行業社に、これらの報酬をファンドからコミッション支払代行者に対して直接支払うように指示をしました。その結果、2015年8月31日に終了する期間および2014年8月31日に終了する期間にコミッション支払代行者が得た報酬と、2015年8月31日および2014年8月31日現在のコミッション支払代行者に対する未払報酬の残高は、包括利益計算書と財政状態計算書に管理会社報酬とは独立して記載されています。

(k) その他の費用

ファンドは運用に係るその他の費用を負担します。それには、（i）政府関係諸費用、（ii）証券会社手数料およびコミッション、ならびにその他ポートフォリオの取引費用、（iii）利息を含む借入金の費用、（iv）訴訟や補償費用を含む特別費用、（v）設立費、（vi）登記費用、（vii）専門家報酬を含みますが、これらに限定されません。

8. 後発事象

受託銀行は、計算期間末日から財務諸表が発行可能となった2015年11月30日までの期間に係る後発事象を評価しました。2015年9月1日から2015年11月30日までの期間に、894,941米ドルの買戻しがあり、申込みはありませんでした。85,903米ドルの分配金が受益者に支払われました。ファンドに関して、その他の報告すべき後発事象はありません。

D I AMエマーシング・ボンド・ファンド
D I AMケイマン・トラストのシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2015年8月31日現在

(特に明記していない場合は、米ドルで表記しています。)

9. 2015年8月31日現在における損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

元本		証券明細	純資産に 占める 割合%	公正価値
		確定利付証券 (99.6%)		
		ブラジル (5.3%)		
		国債 (5.3%)		
		ブラジル国際債		
米ドル	170,000	5.63% 償還期日 01/07/41	1.8%	\$ 153,425
米ドル	140,000	8.75% 償還期日 02/04/25	2.0	175,700
米ドル	100,000	8.88% 償還期日 04/15/24	1.5	127,000
		国債合計		456,125
		ブラジル合計		456,125
		コロンビア (4.9%)		
		国債 (4.9%)		
		コロンビア国際債		
米ドル	300,000	4.38% 償還期日 07/12/21	3.5	307,800
米ドル	100,000	7.38% 償還期日 09/18/37	1.4	117,750
		国債合計		425,550
		コロンビア合計		425,550
		クロアチア (5.4%)		
		国債 (5.4%)		
		クロアチア国際債		
米ドル	330,000	6.63% 償還期日 07/14/20	4.1	360,245
米ドル	100,000	6.75% 償還期日 11/05/19	1.3	109,508
		国債合計		469,753
		クロアチア合計		469,753
		ハンガリー (3.7%)		
		国債 (3.7%)		
		ハンガリー国際債		
米ドル	200,000	6.38% 償還期日 03/29/21	2.6	227,778
米ドル	70,000	7.63% 償還期日 03/29/41	1.1	95,390
		国債合計		323,168
		ハンガリー合計		323,168
		インドネシア (13.9%)		
		国債 (13.9%)		
		インドネシア国際債		
米ドル	350,000	4.88% 償還期日 05/05/21	4.2	363,125
米ドル	140,000	5.88% 償還期日 03/13/20	1.8	153,832
米ドル	200,000	7.75% 償還期日 01/17/38	2.8	242,000
米ドル	200,000	8.50% 償還期日 10/12/35	2.9	256,000
米ドル	150,000	11.63% 償還期日 03/04/19	2.2	193,312
		国債合計		1,208,269
		インドネシア合計		1,208,269
		メキシコ (15.4%)		
		国債 (15.4%)		
		メキシコ国際債		
米ドル	200,000	3.63% 償還期日 03/15/22	2.3	200,300
米ドル	180,000	4.75% 償還期日 03/08/44	1.9	168,300
米ドル	160,000	5.95% 償還期日 03/19/19	2.1	178,960
米ドル	300,000	6.05% 償還期日 01/11/40	3.9	336,750
米ドル	200,000	7.50% 償還期日 04/08/33	3.0	262,500
米ドル	100,000	8.30% 償還期日 08/15/31	1.7	144,000

<u>元本</u>			<u>純資産に 占める 割合%</u>	<u>公正価値</u>
証券明細				
確定利付証券(99.6%) (続き)				
メキシコ (15.4%) (続き)				
国債 (15.4%) (続き)				
メキシコ国際債				
米ドル	40,000	11.38% 償還期日 09/15/16	0.5%	\$ 44,500
国債合計				1,335,310
メキシコ合計				1,335,310
パナマ (2.7%)				
国債 (2.7%)				
パナマ国際債				
米ドル	110,000	6.70% 償還期日 01/26/36	1.6	134,750
米ドル	70,000	8.88% 償還期日 09/30/27	1.1	98,000
国債合計				232,750
パナマ合計				232,750
ペルー (5.5%)				
国債 (5.5%)				
ペルー国際債				
米ドル	110,000	5.63% 償還期日 11/18/50	1.4	117,425
米ドル	70,000	7.13% 償還期日 03/30/19	0.9	81,375
米ドル	190,000	8.75% 償還期日 11/21/33	3.2	275,500
国債合計				474,300
ペルー合計				474,300
フィリピン (14.6%)				
国債 (14.6%)				
フィリピン国際債				
米ドル	100,000	4.00% 償還期日 01/15/21	1.2	108,000
米ドル	200,000	6.38% 償還期日 01/15/32	3.0	261,500
米ドル	130,000	6.38% 償還期日 10/23/34	2.0	173,069
米ドル	100,000	6.50% 償還期日 01/20/20	1.4	117,875
米ドル	240,000	7.75% 償還期日 01/14/31	4.0	347,712
米ドル	160,000	9.50% 償還期日 02/02/30	3.0	259,808
国債合計				1,267,964
フィリピン合計				1,267,964
ルーマニア (2.7%)				
国債 (2.7%)				
ルーマニア国際債				
米ドル	200,000	6.75% 償還期日 02/07/22	2.7	235,200
国債				235,200
ルーマニア合計				235,200
ロシア (7.3%)				
国債 (7.3%)				
ロシアユーロ債				
米ドル	200,000	5.63% 償還期日 04/04/42	2.1	181,212
米ドル	250,000	11.00% 償還期日 07/24/18	3.4	298,750
米ドル	100,000	12.75% 償還期日 06/24/28	1.8	152,500
国債				632,462
ロシア合計				632,462

元本			証券明細		純資産に 占める 割合%	公正価値
			確定利付証券 (99. 6%) (続き)			
			南アフリカ (3. 7%)			
			国債 (3. 7%)			
			南アフリカ国際債			
米ドル	100, 000		4. 67% 償還期日 01/17/24		1. 2%	\$ 100, 250
米ドル	100, 000		5. 50% 償還期日 03/09/20		1. 2	107, 450
米ドル	100, 000		6. 25% 償還期日 03/08/41		1. 3	110, 216
			国債合計			317, 916
			南アフリカ合計			317, 916
			トルコ (11. 5%)			
			国債 (11. 5%)			
			トルコ国際債			
米ドル	220, 000		6. 00% 償還期日 01/14/41		2. 6	224, 331
米ドル	100, 000		6. 75% 償還期日 04/03/18		1. 3	109, 220
米ドル	370, 000		7. 00% 償還期日 06/05/20		4. 8	415, 928
米ドル	210, 000		7. 38% 償還期日 02/05/25		2. 8	247, 023
			国債合計			996, 502
			トルコ合計			996, 502
			ベネズエラ (1. 0%)			
			国債 (1. 0%)			
			ベネズエラ国際債			
米ドル	250, 000		8. 25% 償還期日 10/13/24		1. 0	86, 250
			国債合計			86, 250
			ベネズエラ合計			86, 250
			仕組債 (2. 0%)			
			アメリカ合衆国 (2. 0%)			
			豪ドル建クラス (0. 9%)			
			ソシエテ・ジェネラル仕組み商品			
豪ドル	140, 000		0. 00% 償還期日 01/02/23		0. 9	77, 299
			豪ドル建クラス合計			77, 299
			米ドル建クラス (1. 1%)			
			ソシエテ・ジェネラル仕組み商品			
米ドル	120, 000		0. 00% 償還期日 01/02/23		1. 1	96, 960
			米ドル建クラス合計			96, 960
			仕組債合計			174, 259
			アメリカ合衆国合計			174, 259
			確定利付証券合計 (コスト \$9, 604, 812)			\$ 8, 635, 778

2015年8月31日時点における豪ドル建クラス通貨先渡契約 (純資産の-0. 6%)

買い	相手先	取引価格	決済日	売り	取引価格	未実現 評価益	未実現 評価損	未実現純評価益/ (評価損)
豪ドル	ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ビーエルシー	2, 800, 000	09/28/2015	米ドル	2, 047, 584	\$ -	\$ (47, 843)	\$ (47, 843)
						\$ -	\$ (47, 843)	\$ (47, 843)
						\$ -	\$ (47, 843)	\$ (47, 843)

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債合計	純資産に占める割合%	公正価値
確定利付証券合計	99.6	\$ 8,635,778
通貨先渡契約の未実現評価損合計	(0.6)	(47,843)
負債を超過する現金およびその他資産	1.0	84,888
純資産	100.0%	\$ 8,672,823

通貨略語:

豪ドル	-	オーストラリアドル
米ドル	-	アメリカドル

(特に明記していない場合は、米ドルで表記しています。)

9. 2014年8月31日現在における損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

元本		証券明細	純資産に 占める 割合%	公正価値
		確定利付証券 (99.1%)		
		ブラジル (7.1%)		
		国債 (7.1%)		
		ブラジル国債		
米ドル	340,000	5.63% 償還期日 01/07/41	2.1%	\$ 382,500
米ドル	150,000	5.88% 償還期日 01/15/19	0.9	171,975
米ドル	160,000	6.00% 償還期日 01/17/17	1.0	176,800
米ドル	100,000	7.13% 償還期日 01/20/37	0.7	131,750
米ドル	200,000	8.75% 償還期日 02/04/25	1.6	283,000
米ドル	100,000	8.88% 償還期日 04/15/24	0.8	141,250
		国債合計		1,287,275
		ブラジル合計		1,287,275
		コロンビア (5.8%)		
		国債 (5.8%)		
		コロンビア国債		
米ドル	200,000	2.63% 償還期日 03/15/23	1.0	189,900
米ドル	300,000	4.38% 償還期日 07/12/21	1.8	323,400
米ドル	100,000	6.13% 償還期日 01/18/41	0.7	123,500
米ドル	100,000	7.38% 償還期日 01/27/17	0.6	114,250
米ドル	130,000	7.38% 償還期日 03/18/19	0.9	157,170
米ドル	100,000	7.38% 償還期日 09/18/37	0.8	139,050
		国債合計		1,047,270
		コロンビア合計		1,047,270
		クロアチア (2.6%)		
		国債 (2.6%)		
		クロアチア国債		
米ドル	330,000	6.63% 償還期日 07/14/20	2.0	366,300
米ドル	100,000	6.75% 償還期日 11/05/19	0.6	111,500
		国債合計		477,800
		クロアチア合計		477,800
		ハンガリー (2.6%)		
		国債 (2.6%)		
		ハンガリー国債		
米ドル	100,000	6.25% 償還期日 01/29/20	0.6	113,000
米ドル	200,000	6.38% 償還期日 03/29/21	1.3	228,000
米ドル	100,000	7.63% 償還期日 03/29/41	0.7	130,250
		国債合計		471,250
		ハンガリー合計		471,250
		インドネシア (10.0%)		
		国債 (10.0%)		
		インドネシア国債		
米ドル	350,000	4.88% 償還期日 05/05/21	2.1	374,063
米ドル	200,000	5.25% 償還期日 01/17/42	1.1	202,750
米ドル	140,000	5.88% 償還期日 03/13/20	0.9	156,975
米ドル	150,000	6.88% 償還期日 03/09/17	0.9	167,437
米ドル	200,000	7.75% 償還期日 01/17/38	1.5	264,250
米ドル	200,000	8.50% 償還期日 10/12/35	1.5	280,250

元本		証券明細	純資産に 占める 割合%	公正価値
		確定利付証券(99.1%) (続き)		
		インドネシア(10.0%) (続き)		
		国債(10.0%) (続き)		
		インドネシア国際債		
米ドル	270,000	11.63% 償還期日03/04/19	2.0%	\$ 366,188
		国債合計		1,811,913
		インドネシア合計		1,811,913
		メキシコ(15.2%)		
		国債(15.2%)		
		メキシコ国際債		
米ドル	430,000	3.63% 償還期日 03/15/22	2.5	447,630
米ドル	180,000	4.75% 償還期日 03/08/44	1.0	188,820
米ドル	390,000	5.13% 償還期日 01/15/20	2.4	442,650
米ドル	420,000	5.95% 償還期日 03/19/19	2.7	485,100
米ドル	300,000	6.05% 償還期日 01/11/40	2.1	375,000
米ドル	250,000	6.75% 償還期日 09/27/34	1.8	330,000
米ドル	200,000	7.50% 償還期日 04/08/33	1.6	283,800
米ドル	100,000	8.30% 償還期日 08/15/31	0.8	150,750
米ドル	40,000	11.38% 償還期日09/15/16	0.3	48,392
		国債合計		2,752,142
		メキシコ合計		2,752,142
		パナマ(3.3%)		
		国債(3.3%)		
		パナマ国際債		
米ドル	185,000	6.70% 償還期日 01/26/36	1.3	237,725
米ドル	19,000	7.25% 償還期日 03/15/15	0.1	19,712
米ドル	120,000	8.88% 償還期日 09/30/27	1.0	177,300
米ドル	100,000	9.38% 償還期日 04/01/29	0.9	154,500
		国債合計		589,237
		パナマ合計		589,237
		ペルー(5.7%)		
		国債(5.7%)		
		ペルー国際債		
米ドル	110,000	5.63% 償還期日 11/18/50	0.7	129,800
米ドル	190,000	6.55% 償還期日 03/14/37	1.3	246,050
米ドル	70,000	7.13% 償還期日 03/30/19	0.5	84,875
米ドル	210,000	7.35% 償還期日 07/21/25	1.6	282,450
米ドル	190,000	8.75% 償還期日 11/21/33	1.6	297,350
		国債合計		1,040,525
		ペルー合計		1,040,525
		フィリピン(11.3%)		
		国債(11.3%)		
		フィリピン国際債		
米ドル	320,000	4.00% 償還期日 01/15/21	1.9	342,400
米ドル	220,000	5.50% 償還期日 03/30/26	1.4	258,225
米ドル	200,000	6.38% 償還期日 01/15/32	1.4	254,250
米ドル	230,000	6.38% 償還期日 10/23/34	1.6	299,000
米ドル	200,000	6.50% 償還期日 01/20/20	1.3	237,750

元本			証券明細	純資産に 占める 割合%	公正価値
			確定利付証券 (99.1%) (続き)		
			フィリピン (11.3%) (続き)		
			国債 (11.3%) (続き)		
			フィリピン国際債		
米ドル	240,000	7.75%	償還期日 01/14/31	1.9%	\$ 339,300
米ドル	200,000	9.50%	償還期日 02/02/30	1.8	320,500
			国債合計		<u>2,051,425</u>
			フィリピン合計		<u>2,051,425</u>
			ルーマニア (1.3%)		
			国債 (1.3%)		
			ルーマニア国際債		
米ドル	200,000	6.75%	償還期日 02/07/22	1.3	241,250
			国債		<u>241,250</u>
			ルーマニア合計		<u>241,250</u>
			ロシア (9.3%)		
			国債 (9.3%)		
			ロシアユーロ債		
米ドル	200,000	3.63%	償還期日 04/29/15	1.1	202,880
米ドル	200,000	4.50%	償還期日 04/04/22	1.1	195,300
米ドル	300,000	5.00%	償還期日 04/29/20	1.7	307,950
米ドル	200,000	5.63%	償還期日 04/04/42	1.1	195,020
米ドル	274,000	7.50%	償還期日 03/31/30	1.7	304,825
米ドル	250,000	11.00%	償還期日 07/24/18	1.7	314,750
米ドル	100,000	12.75%	償還期日 06/24/28	0.9	163,422
			国債		<u>1,684,147</u>
			ロシア合計		<u>1,684,147</u>
			南アフリカ (3.7%)		
			国債 (3.7%)		
			南アフリカ国際債		
米ドル	100,000	4.67%	償還期日 01/17/24	0.6	103,750
米ドル	100,000	5.50%	償還期日 03/09/20	0.6	109,625
米ドル	120,000	5.88%	償還期日 05/30/22	0.7	135,450
米ドル	70,000	6.25%	償還期日 03/08/41	0.5	81,900
米ドル	200,000	6.88%	償還期日 05/27/19	1.3	231,000
			国債合計		<u>661,725</u>
			南アフリカ合計		<u>661,725</u>
			トルコ (12.6%)		
			国債 (12.6%)		
			トルコ国際債		
米ドル	200,000	5.13%	償還期日 03/25/22	1.2	212,800
米ドル	220,000	6.00%	償還期日 01/14/41	1.3	243,100
米ドル	330,000	6.25%	償還期日 09/26/22	2.1	376,200
米ドル	370,000	6.75%	償還期日 04/03/18	2.3	417,175
米ドル	300,000	6.88%	償還期日 03/17/36	2.0	365,340
米ドル	370,000	7.00%	償還期日 06/05/20	2.4	431,975
米ドル	210,000	7.38%	償還期日 02/05/25	1.5	261,240
			国債合計		<u>2,307,830</u>
			トルコ合計		<u>2,307,830</u>

元本		証券明細	純資産に 占める 割合%		公正価値
確定利付証券(99.1%) (続き)					
ベネズエラ (3.5%)					
国債(3.5%)					
ベネズエラ国際債					
米ドル	70,000	5.75% 償還期日 02/26/16	0.4%	\$	64,190
米ドル	200,000	6.00% 償還期日 12/09/20	0.8		141,000
米ドル	160,000	7.75% 償還期日 10/13/19	0.7		126,800
米ドル	250,000	8.25% 償還期日 10/13/24	1.0		180,000
米ドル	150,000	9.25% 償還期日 09/15/27	0.6		118,125
国債合計					630,115
ベネズエラ合計					630,115
仕組債 (4.9%)					
アメリカ合衆国 (4.9%)					
豪ドル建クラス (0.5%)					
ソシエテ・ジェネラル仕組み商品					
豪ドル	140,000	0.00% 償還期日 01/02/23	0.5		97,264
豪ドル建クラス合計					97,264
米ドル建クラス (4.4%)					
ソシエテ・ジェネラル仕組み商品					
米ドル	900,000	0.00% 償還期日 01/02/23	4.4		796,501
米ドル建クラス合計					796,501
仕組債合計					893,765
アメリカ合衆国合計					893,765
確定利付証券合計 (コスト \$19,053,569)				\$	17,947,669

2014年8月31日時点におけるファンドレベル通貨先渡契約 (純資産の0.0%)

買い	相手先	取引価格	決済日	売り	取引価格	未実現 評価益	未実現 (評価損)	未実現純評価益/ (評価損)
日本円	ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ビーエルシー	275,050	09/02/2014	米ドル	2,648	\$ -	\$ (1)	(1)

2014年8月31日時点における豪ドル建クラス通貨先渡契約 (純資産の0.2%)

買い	相手先	取引価格	決済日	売り	取引価格	未実現 評価益	未実現 (評価損)	未実現純評価益/ (評価損)
豪ドル	ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ビーエルシー	4,210,000	09/29/2014	米ドル	3,902,712	\$ 27,795	\$ -	27,795
						\$ 27,795	\$ -	27,795

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債合計	純資産に占める割合%	公正価値
確定利付証券合計	99.1	\$ 17,947,669
通貨先渡契約の未実現評価益合計	0.2	27,795
通貨先渡契約の未実現評価損合計	0.0	(1)
負債を超過する現金およびその他資産	0.7	128,834
純資産	100.0%	\$ 18,104,297

通貨略語:

豪ドル	-	オーストラリアドル
日本円	-	日本円
米ドル	-	アメリカドル

(3) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表は、前掲財務書類の注記9の「2015年8月31日現在における損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債」および「2014年8月31日現在における損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債」に記載のとおりです。

5. お知らせ

2015年7月1日付変更証書により、2015年7月31日をもって運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供する旨を定めました。